

思いやり つながりあって 自分らしく生きる^{まち}都市岡崎

第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）

第7期岡崎市障がい福祉計画・

第3期岡崎市障がい児福祉計画



令和6年3月

はじめに

岡崎市では、令和3年に策定した第5次岡崎市障がい者基本計画に基づき、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を基本理念とし、障がい者施策を総合的に推進しています。

この間、国において、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」や「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行など、障がい者の社会参加の推進、地域生活の支援体制の充実及び障がい者雇用の質の向上に向けた環境の整備が進められてきました。

本市におきましても、令和3年4月から介護予防、介護、障がい、生活困窮、医療費などの福祉に関する相談窓口を「ふくし総合サポートフロア」に集約し、複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受けとめる体制を整えています。また、令和4年4月には「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」を施行し、手話が言語であることへの認識を広げるための施策を進めています。

このように、障がい児・者を取り巻く環境がめまぐるしく変わる中、法制度の改正などに対応するとともに、障がい児・者が抱える課題を解消し、より一層、障がい者施策を推進するため、「第5次岡崎市障がい者基本計画」の中間見直しと、「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」を策定しました。

今後も、すべての方がお互いの人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会の実現を目指して、障がい者施策の推進を図ってまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定等にご尽力いただきました岡崎市障がい者自立支援協議会委員を始め、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員、障がい者団体などの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月



岡崎市長 中根 康浩

表紙の絵

「キレイだったね！岡崎の花火！！」

石原康裕

岡崎市障がい者作品展出展

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | |
| 1 計画策定の背景 | 2 |
| (1) 障がい者を取り巻く環境の変化 | 2 |
| (2) 岡崎市の取り組み | 4 |
| 2 計画の性格 | 6 |
| (1) 計画の位置づけ | 6 |
| (2) 計画の範囲 | 8 |
| 3 計画の期間 | 9 |
| 4 ニーズ等の把握 | 10 |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題 | |
| 1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 | 12 |
| (1) 人口 | 12 |
| (2) 障がい者手帳等の所持者数 | 13 |
| (3) サービスの利用者数 | 26 |
| 2 障がい者の現状とニーズ | 31 |
| (1) 「ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり」に向けて | 31 |
| (2) 「互いに「つながりあい」支えあうまちづくり」に向けて | 32 |
| (3) 「あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり」 に向けて | 32 |
| 第3章 第5次障がい者基本計画（中間見直し） | |
| 1 基本理念 | 34 |
| 2 基本目標 | 35 |
| 3 施策体系 | 38 |
| 4 施策の基本方針 | 39 |
| 基本目標Ⅰ ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり | 39 |
| (1) 市民の福祉意識の向上 | 39 |
| (2) 快適な生活空間の確保 | 40 |
| 基本目標Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり | 44 |
| (3) 子どもの力の育成 | 44 |
| (4) 社会参加の促進 | 45 |
| (5) いきいきと働ける仕組みづくり | 46 |
| (6) 安全・安心な地域づくり | 47 |
| 基本目標Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり | 52 |
| (7) 生活の質の維持・向上 | 52 |
| (8) 健康の維持・増進 | 53 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第4章 | 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 | |
| 1 | 基本理念 | 58 |
| 2 | 基本目標 | 58 |
| | (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援 | 58 |
| | (2) 障がいの種別によらないサービス等の提供 | 58 |
| | (3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備 | 59 |
| | (4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援 | 59 |
| | (5) 障がい者の社会参加を支える取り組み | 59 |
| 3 | 国の基本指針 | 60 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 60 |
| | (2) 地域生活支援の充実 | 60 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 60 |
| | (4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等 | 61 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 61 |
| | (6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 61 |
| 4 | 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価 | 62 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 62 |
| | (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 62 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 63 |
| | (4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等 | 64 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 64 |
| | (6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 64 |
| 5 | 成果目標 | 65 |
| | (1) 施設入所者の地域生活への移行 | 65 |
| | (2) 地域生活支援の充実 | 65 |
| | (3) 福祉施設から一般就労への移行等 | 66 |
| | (4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等 | 67 |
| | (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 67 |
| | (6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築 | 67 |
| 5 | サービスの体系 | 68 |
| 6 | 障がい福祉サービス等 | 70 |
| | I 訪問系サービス | 70 |
| | II 日中活動系サービス | 73 |
| | (1) 生活介護 | 73 |
| | (2) 自立訓練（機能訓練） | 74 |
| | (3) 自立訓練（生活訓練） | 74 |
| | (4) 就労選択支援 | 75 |
| | (5) 就労移行支援 | 76 |
| | (6) 就労継続支援（A型） | 76 |

| | |
|---|----|
| (7) 就労継続支援（B型） | 77 |
| (8) 就労定着支援 | 78 |
| (9) 療養介護 | 79 |
| (10) 短期入所（ショートステイ） | 79 |
| Ⅲ 居住系サービス | 81 |
| (1) 自立生活援助 | 81 |
| (2) 共同生活援助（グループホーム） | 82 |
| (3) 施設入所支援 | 82 |
| (4) 地域生活支援拠点等 | 83 |
| Ⅳ 相談支援 | 84 |
| (1) 相談支援 | 84 |
| (2) 基幹相談支援センターとこども発達相談センターの設置 | 85 |
| (3) 地域のサービス基盤の開発・改善 | 85 |
| (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 85 |
| Ⅴ 障がい福祉サービス等の質の向上 | 86 |
| (1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 86 |
| (2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 86 |
| (3) 指導監査結果の共有 | 86 |
| 7 地域生活支援事業 | 87 |
| Ⅰ 必須事業 | 87 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 87 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 87 |
| (3) 相談支援事業 | 87 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 88 |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業 | 89 |
| (6) 意思疎通支援事業 | 89 |
| (7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 90 |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 90 |
| (9) 日常生活用具給付等事業 | 91 |
| (10) 移動支援事業 | 92 |
| (11) 地域活動支援センター事業 | 92 |
| (12) 障がい児等療育支援事業 | 93 |
| (13) 広域的な支援事業（精神障がい者地域生活支援広域調整等事業） | 93 |
| Ⅱ 任意事業 | 94 |
| (1) 訪問入浴サービス事業 | 94 |
| (2) 日中一時支援事業 | 94 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (3) 生活訓練事業 | 95 |
| (4) 社会参加支援 | 95 |
| (5) その他の日常生活支援 | 96 |
| 8 障がい児通所支援等 | 98 |
| I 障がい児通所支援 | 98 |
| (1) 児童発達支援 | 98 |
| (2) 放課後等デイサービス | 99 |
| (3) 保育所等訪問支援 | 99 |
| (4) 居宅訪問型児童発達支援 | 100 |
| II 障がい児相談支援等 | 102 |
| (1) 障がい児相談支援 | 102 |
| (2) 医療的ケア児支援コーディネーター | 102 |
| III 障がい児の子ども・子育て支援等 | 104 |
| (1) 保育所・認定こども園 | 104 |
| (2) 放課後児童健全育成事業 | 105 |
| | |
| 第5章 計画の推進に向けて | |
| 1 推進体制 | 108 |
| (1) 総合的な推進体制 | 108 |
| (2) 関係機関との連携支援体制 | 108 |
| 2 進捗管理 | 109 |
| (1) 進捗の把握と分析・評価 | 109 |
| (2) 計画や方策の見直し | 109 |
| | |
| 第6章 資料 | |
| 1 計画策定の経過 | 112 |
| 2 岡崎市障がい者自立支援協議会 | 113 |
| 3 岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 | 116 |



第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の背景



(1) 障がい者を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、40年が経過しました。この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。

我が国においては、「完全参加と平等」をめざして障がい者に関する施策（以下「障がい者施策」といいます。）が進められる中、平成5（1993）年に、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障がい者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年4月から義務づけられることとなりました。

障がい者に対する福祉サービスの変遷については、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がい者がサービスの対象になっていなかったこと、施設入所者の地域生活への移行や就労の支援などの課題に対応するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られるとともに、市町村に障がい福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障がい福祉計画の策定が義務づけられました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

また、障がい者の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がい者の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がい理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がい者から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障がい者の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えました。

これらを受け、発達障がい者への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30（2018）年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機もとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい者の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が

改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定、施行されました。

令和4（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がい児への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

(2) 岡崎市の取り組み

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、岡崎市では、「障害者基本法」の制定を受け、平成11（1999）年に「岡崎市障がい者基本計画」を策定しました。その後、平成15（2003）年の身体障がい者手帳の交付事務や精神保健に関する事務などが移譲される中核市への移行を経て、平成17（2005）年に「第2次岡崎市障がい者基本計画」を策定、平成18（2006）年の額田町との合併を経て、平成21（2009）年に「第3次岡崎市障がい者基本計画」を策定しました。この間の平成16（2004）年に「障害者基本法」が改正され、平成19（2007）年4月から市町村における障がい者計画の策定が義務化されました。

平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、義務化された障がい福祉計画については、平成19（2007）年に「第1期岡崎市障がい福祉計画」、平成21（2009）年には「第2期岡崎市障がい福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期岡崎市障がい福祉計画」を策定しました。

平成27（2015）年には、障がい者施策の基本的な指針となる「第4次岡崎市障がい者基本計画」と、福祉サービス分野における実施計画である「第4期岡崎市障がい福祉計画」を一体的に策定しました。

平成30（2018）年には、「第4次岡崎市障がい者基本計画」の中間見直しを行うとともに、「第5期岡崎市障がい福祉計画」と、平成28（2016）年の「児童福祉法」の改正に伴い義務化された「第1期岡崎市障がい児福祉計画」を合わせて策定しました。

これらの計画期間の満了にあたり、令和3（2021）年に、めまぐるしく変わる法制度に対応するとともに、障がい者が抱える課題を解消し、住みなれた地域において総合的な生活支援の充実を図るため、「第5次岡崎市障がい者基本計画」と「第6期岡崎市障がい福祉計画・第2期岡崎市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、3年後に見直しを行うこととしました。

また、岡崎市では、すべての市民が障がいの有無にかかわらず、共生することのできる地域社会の実現を目的に、令和4（2022）年3月に、「手話」が言語であることへの理解の促進と「手話」を使用しやすい環境づくりの推進に関し、基本理念を定めた「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」を制定しました。さらに、令和6（2024）年3月には、それぞれの障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用の促進に関し、基本理念を定めた「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」を制定しました。

以上のような経過を踏まえ、より一層、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次岡崎市障がい者基本計画」の中間見直しを行うとともに、「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」を策定します。

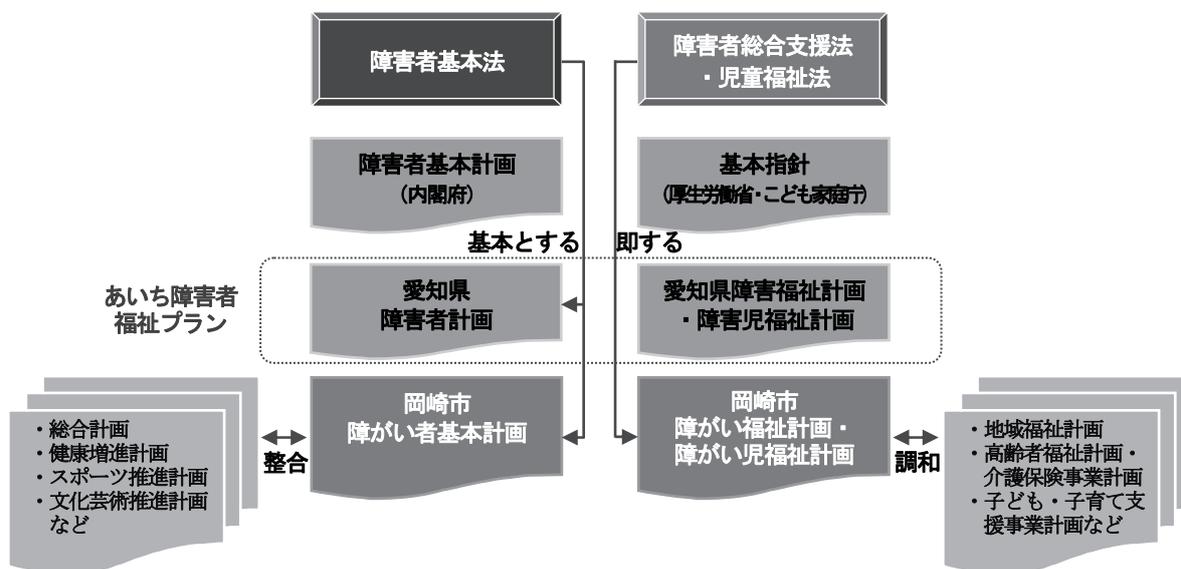
2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として、国の障害者基本計画（第5次）や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画で、「岡崎市総合計画」をはじめ、「健康おかざき21計画」（健康増進計画）など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進しています。

「第7期岡崎市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、岡崎市における令和6（2024）年度から3年間の障がい福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。「第3期岡崎市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として、同じく国が示す基本指針を踏まえ、岡崎市における令和6（2024）年度から3年間の障がい児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画です。ともに、第5次岡崎市障がい者基本計画の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、「岡崎市地域福祉計画」をはじめ、「岡崎市地域包括ケア計画」（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）、「おかざきっ子 育ちプラン」（子ども・子育て支援事業計画）など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

図表1-1 計画の位置づけ



なお、総合計画（令和3（2021）年3月策定）では、基本的な方向性を示す総合政策指針において、令和32（2050）年度を目標年度といためざす将来都市像を「一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定め、その実現に向けて、今後10年間の分野別指針を10項目定めています。

「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、10の分野別指針のうち、「（5）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり」の推進に資するものです。

【参考】（5）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり

後期高齢者の急激な増加を迎える中であっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。

（「岡崎市総合政策指針」（令和元（2019）年12月議決）より抜粋）

また、本市は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しており、令和2（2020）年7月に「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

「第5次岡崎市障がい者基本計画」と「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」は、17のゴールのうち、「3. すべての人に健康と福祉を」や「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11.住み続けられるまちづくりを」などに関する課題解決に資するものです。

図表1-2 SDGsにおける17のゴール

| | | | |
|---|---|--|--|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。</p> |  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p> |  <p>5 ジェンダー平等を表現しよう</p> | <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p> |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p> |  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p> |

第1章 計画の策定にあたって

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  | <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> | <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  | <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p> |
| <p>8 働きがいも 経済成長も</p>  | <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p> | <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>  | <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>  | <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p> | <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>  | <p>陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。</p> |
| <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>  | <p>国内及び国家間の格差を是正する。</p> | <p>16 平和と公正を すべての人に</p>  | <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  | <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p> | <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p> | | |

(2) 計画の範囲

「第5次岡崎市障がい者基本計画」と「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」における障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がい児を含みます。

なお、「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、岡崎市民のすべてが対象となります。

3 計画の期間

「第5次岡崎市障がい者基本計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障がい福祉計画・障がい児福祉計画とともに、中間見直しを図られるよう、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」の期間は、国が示す基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。

図表1-3 計画の期間

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|--------------------------|--------|--------|----------------------------|-------|-------|----------------------------|-------------------------|----------------------------|-------|-------|-------|
| 国 | 障害者基本計画（第3次） ※平成25年度～ | | | 障害者基本計画（第4次） | | | | 障害者基本計画（第5次） ※～令和9年度 | | | | |
| | 第3期障害者計画 | | | | | | あいち障害者福祉プラン （第4期障害者計画） | | | | | |
| 愛知県 | 第4期障害福祉計画 | | | 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 | | 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 | | | |
| | 第4次障がい者基本計画 | | | | | | 第5次障がい者基本計画 | | | | | |
| 岡崎市 | 第4期障がい福祉計画 | | | 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 | | | 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画 | | 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

4 ニーズ等の把握



計画の中間見直し・策定にあたり、障がい者のニーズ等を把握するために、令和5（2023）年8月に障がい者団体へのヒアリング調査を実施しました。

図表1-4 ヒアリング調査を実施した障がい者団体

| 対象団体（7団体） |
|----------------|
| 岡崎市身体障がい者福祉協会 |
| 岡崎市手をつなぐ育成会 |
| 岡崎肢体不自由児・者父母の会 |
| 岡崎地域精神障がい者家族会 |
| 岡崎市聴覚障害者福祉協会 |
| 岡崎市難聴・中途失聴者の会 |
| 岡崎市視覚障害者福祉協会 |



第2章

障がい者を取り巻く

現状と課題

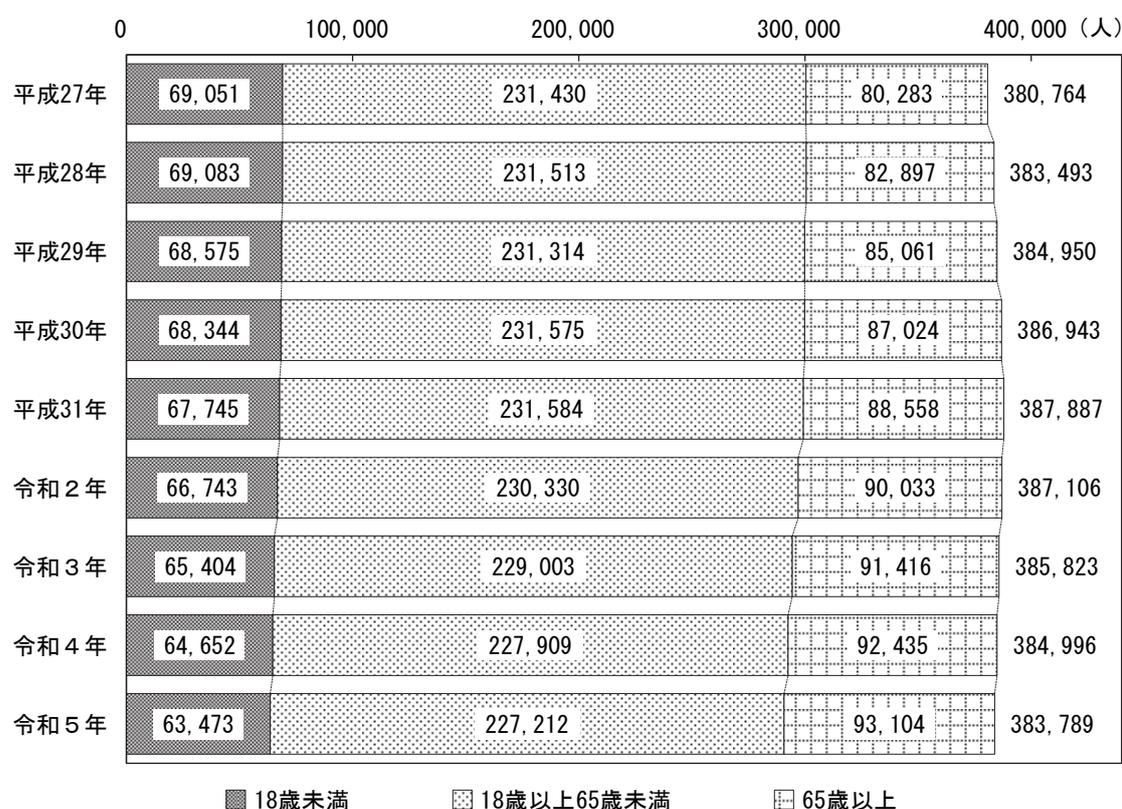


1 障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

(1) 人口

令和5年4月1日現在、岡崎市の人口は383,789人で、やや減少傾向にあります。
 年齢階層別にみると、18歳未満は63,473人（16.5%）、18歳以上65歳未満は227,212人（59.2%）、65歳以上は93,104人（24.3%）です。65歳未満が減少し、65歳以上が増加しています。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市住民基本台帳

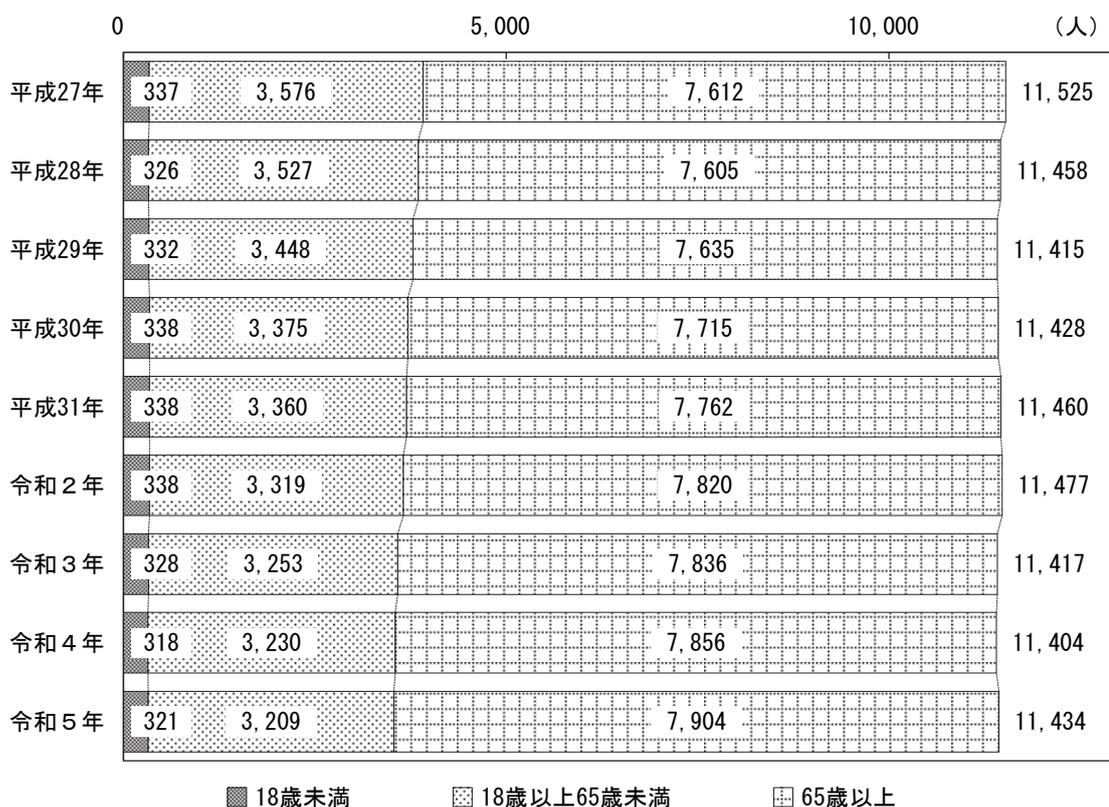
(2) 障がい者手帳等の所持者数

① 身体障がい者手帳所持者

身体障がい者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能の障がい者に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和5年4月1日現在、岡崎市の身体障がい者手帳所持者は11,434人で、横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は321人（2.8%）、18歳以上65歳未満は3,209人（28.1%）、65歳以上は7,904人（69.1%）です。18歳以上65歳未満は減少しており、65歳以上は増加しています。

図表2-2 身体障がい者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

令和5年4月1日現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が5,446人（47.6%）と最も多く、次いで、内部障がい（4,060人（35.5%））となっています。障がいの等級別では、重度障がい（1・2級）が5,155人と、全体の45.1%を占めています。

図表2-3 身体障がい者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（令和5年4月1日現在）

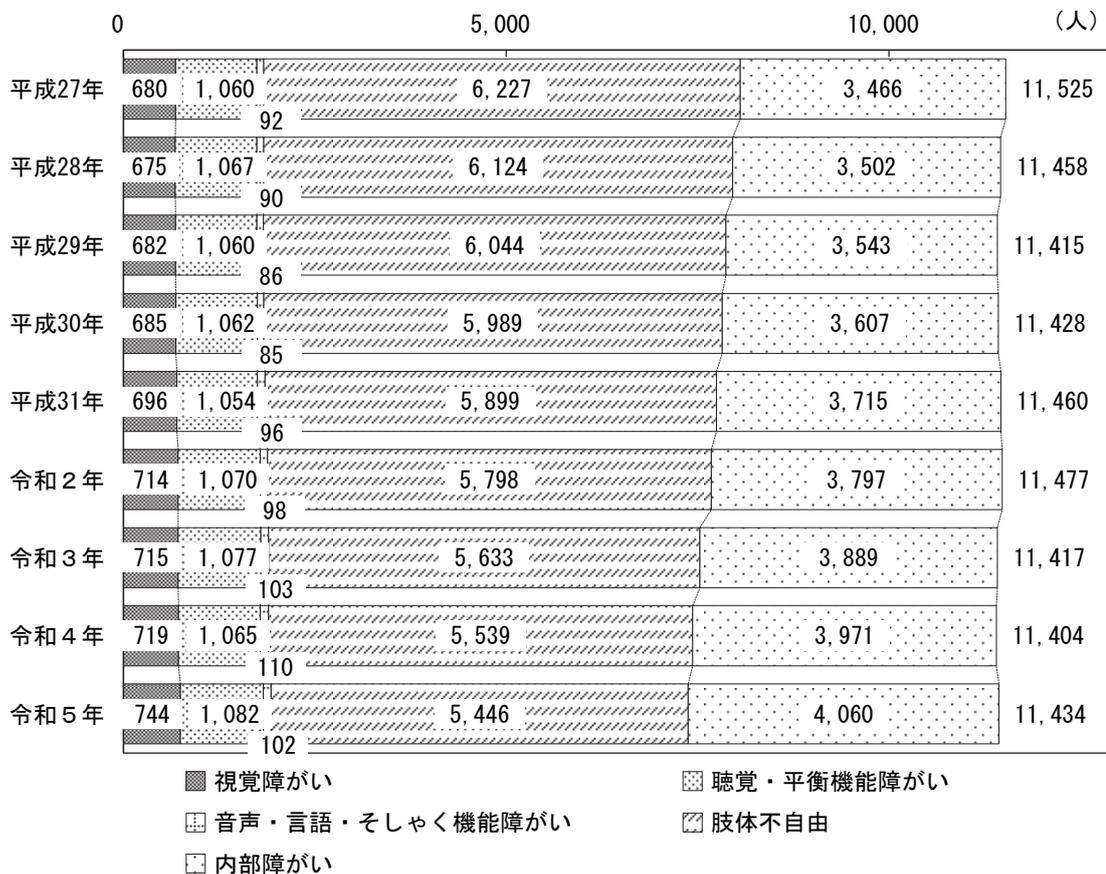
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 視覚障がい | 267 | 251 | 57 | 32 | 110 | 27 | 744 |
| | 35.9 | 33.7 | 7.7 | 4.3 | 14.8 | 3.6 | 100 |
| 聴覚・平衡 機能障がい | 96 | 376 | 153 | 164 | 4 | 289 | 1,082 |
| | 8.9 | 34.8 | 14.1 | 15.2 | 0.4 | 26.7 | 100 |
| 音声・言語 ・そしゃく 機能障がい | 4 | 9 | 53 | 36 | 0 | 0 | 102 |
| | 3.9 | 8.8 | 52.0 | 35.3 | 0.0 | 0.0 | 100 |
| 肢体不自由 | 1,065 | 1,065 | 1,383 | 1,064 | 615 | 254 | 5,446 |
| | 19.6 | 19.6 | 25.4 | 19.5 | 11.3 | 4.7 | 100 |
| 内部障がい | 1,951 | 71 | 1,017 | 1,021 | 0 | 0 | 4,060 |
| | 48.1 | 1.7 | 25.0 | 25.1 | 0.0 | 0.0 | 100 |
| 合計 | 3,383 | 1,772 | 2,663 | 2,317 | 729 | 570 | 11,434 |
| | 29.6 | 15.5 | 23.3 | 20.3 | 6.4 | 5.0 | 100 |

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（%）

資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、特に、肢体不自由が減少し、内部障がいが増加しています。

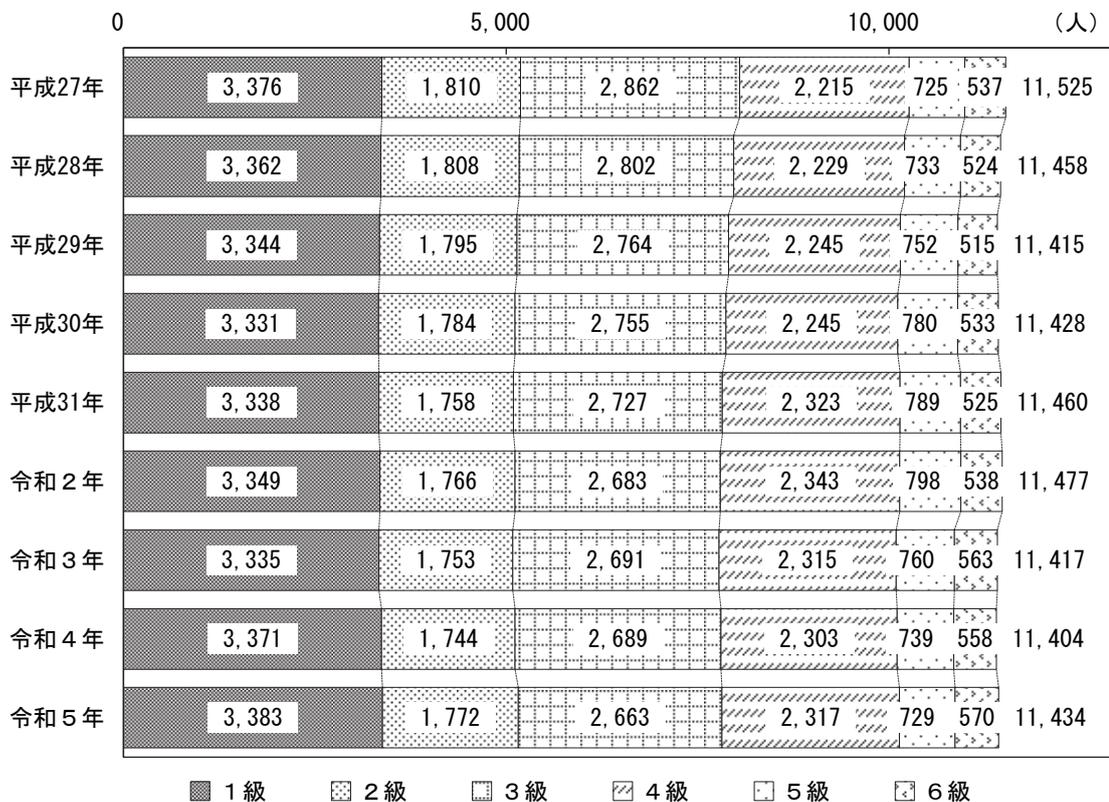
図表2-4 身体障がい者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、1・2級の重度は横ばい傾向にあります。

図表2-5 身体障がい者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



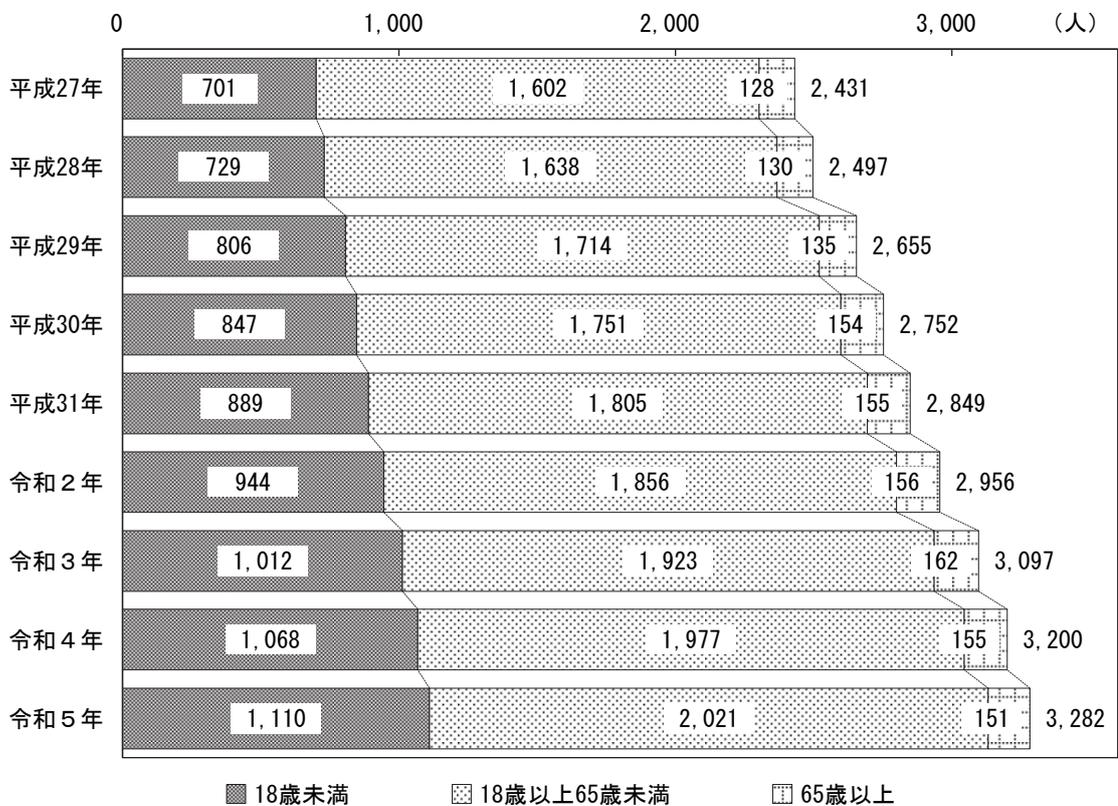
資料：岡崎市障がい福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年4月1日現在、岡崎市の療育手帳所持者は3,282人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,110人（33.8%）、18歳以上65歳未満は2,021人（61.6%）、65歳以上は151人（4.6%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は増加しています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、重度（A）の障がい者は1,173人で、全体の35.7%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年4月1日現在）

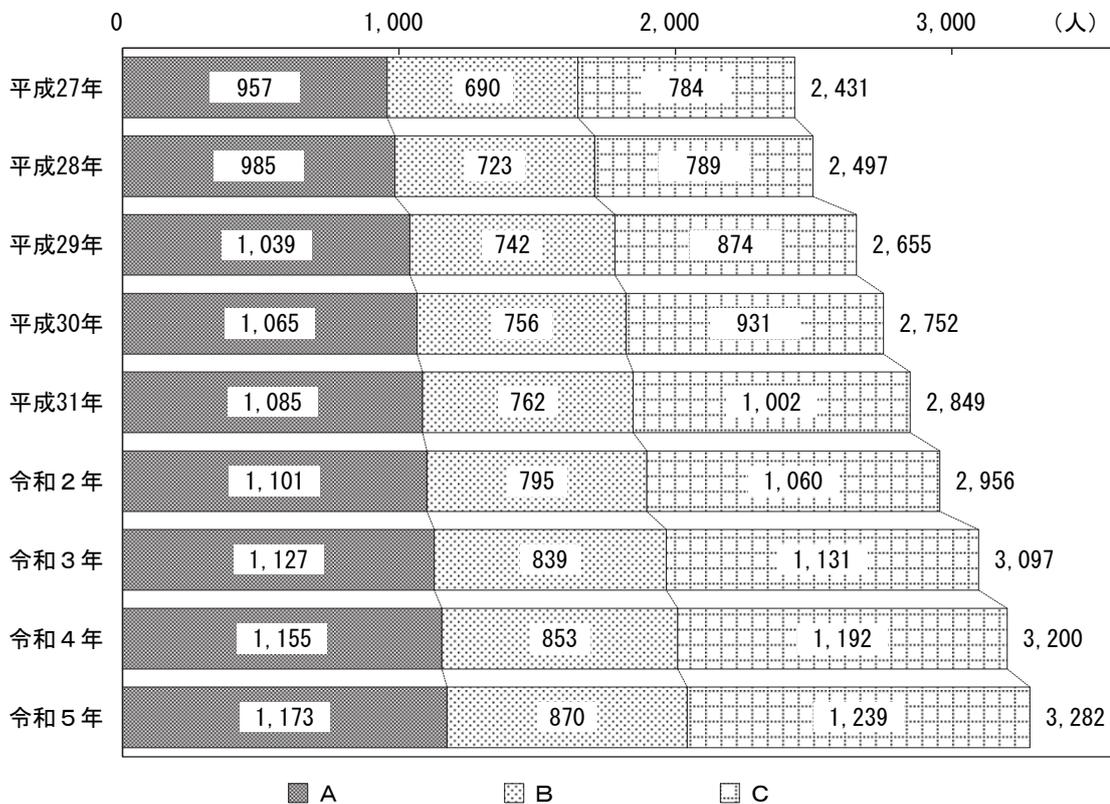
| | A | B | C | 合計 |
|----------------|-------|------|-------|-------|
| 18歳未満 | 301 | 218 | 591 | 1,110 |
| | 27.1 | 19.6 | 53.2 | 100 |
| 18歳以上 65歳未満 | 810 | 577 | 634 | 2,021 |
| | 40.1 | 28.6 | 31.4 | 100 |
| 65歳以上 | 62 | 75 | 14 | 151 |
| | 41.1 | 49.7 | 9.3 | 100 |
| 合 計 | 1,173 | 870 | 1,239 | 3,282 |
| | 35.7 | 26.5 | 37.8 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加しています。

図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



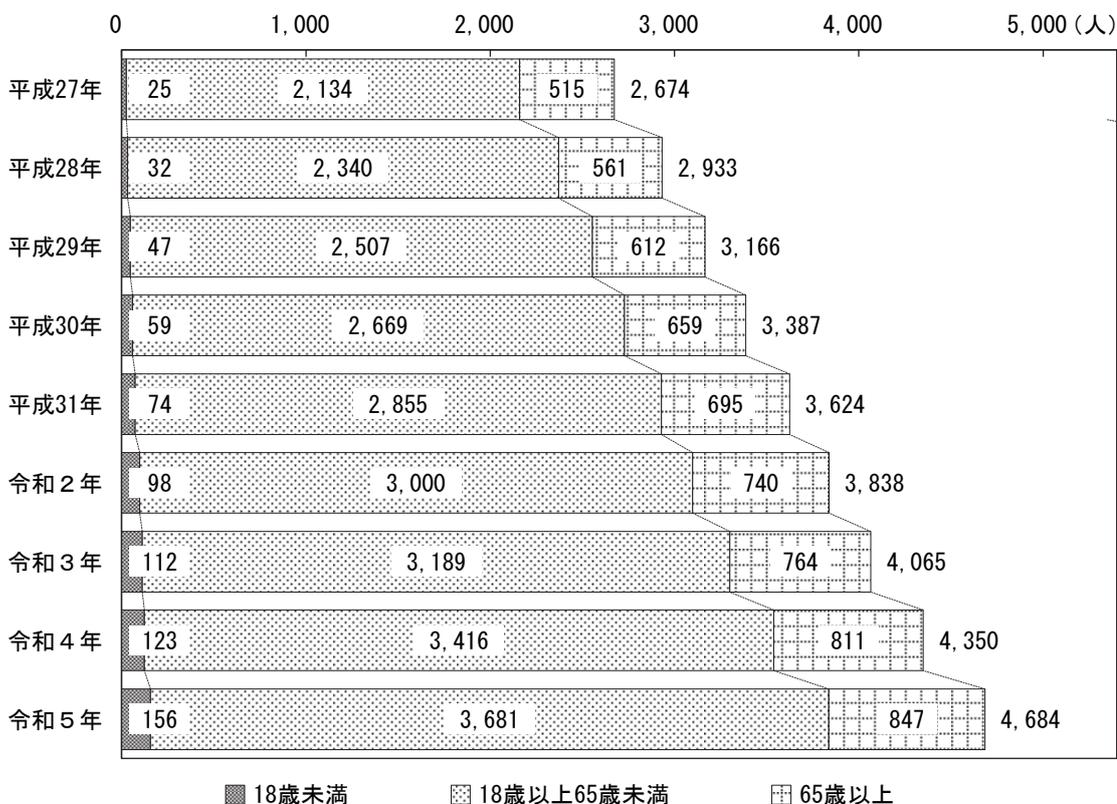
資料：岡崎市障がい福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年4月1日現在、岡崎市の精神障害者保健福祉手帳所持者は4,684人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は156人（3.3%）、18歳以上65歳未満は3,681人（78.6%）、65歳以上は847人（18.1%）で、いずれも増加しています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が3,775人で、全体の80.6%占めています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年4月1日現在）

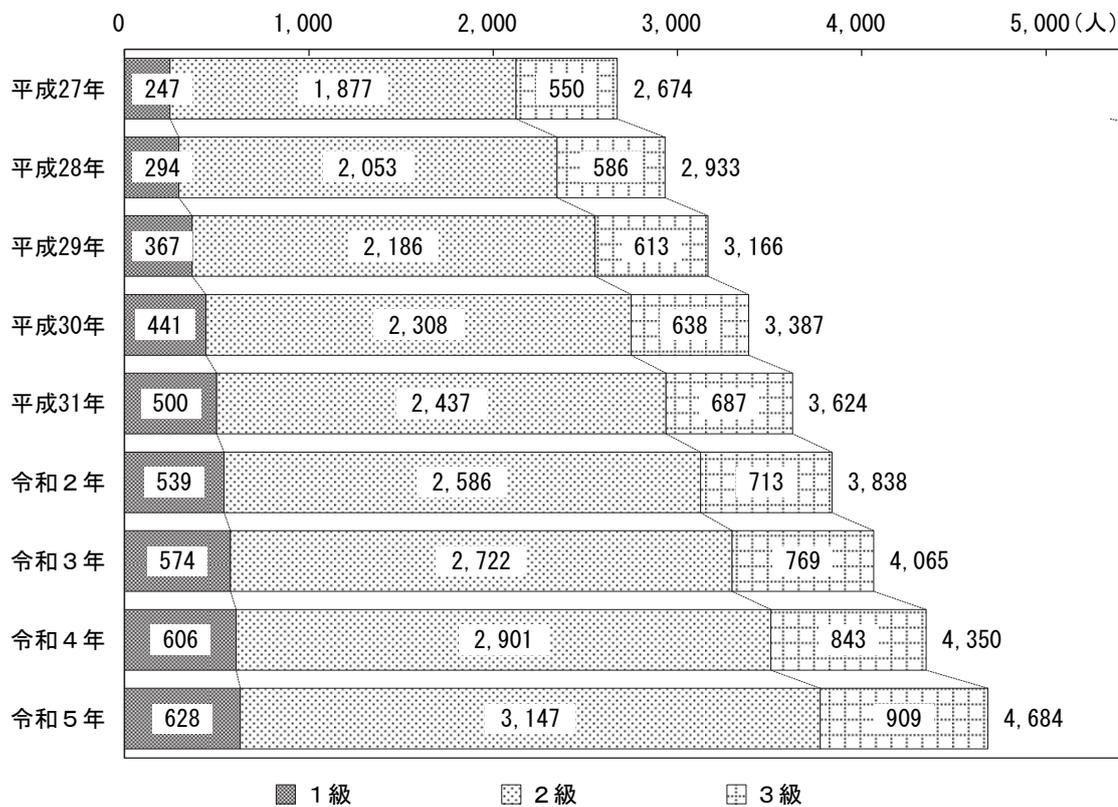
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合 計 |
|----------------|------|-------|------|-------|
| 18歳未満 | 5 | 119 | 32 | 156 |
| | 3.2 | 76.3 | 20.5 | 100 |
| 18歳以上 65歳未満 | 335 | 2,578 | 768 | 3,681 |
| | 9.1 | 70.0 | 20.9 | 100 |
| 65歳以上 | 288 | 450 | 109 | 847 |
| | 34.0 | 53.1 | 12.9 | 100 |
| 合 計 | 628 | 3,147 | 909 | 4,684 |
| | 13.4 | 67.2 | 19.4 | 100 |

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加しています。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



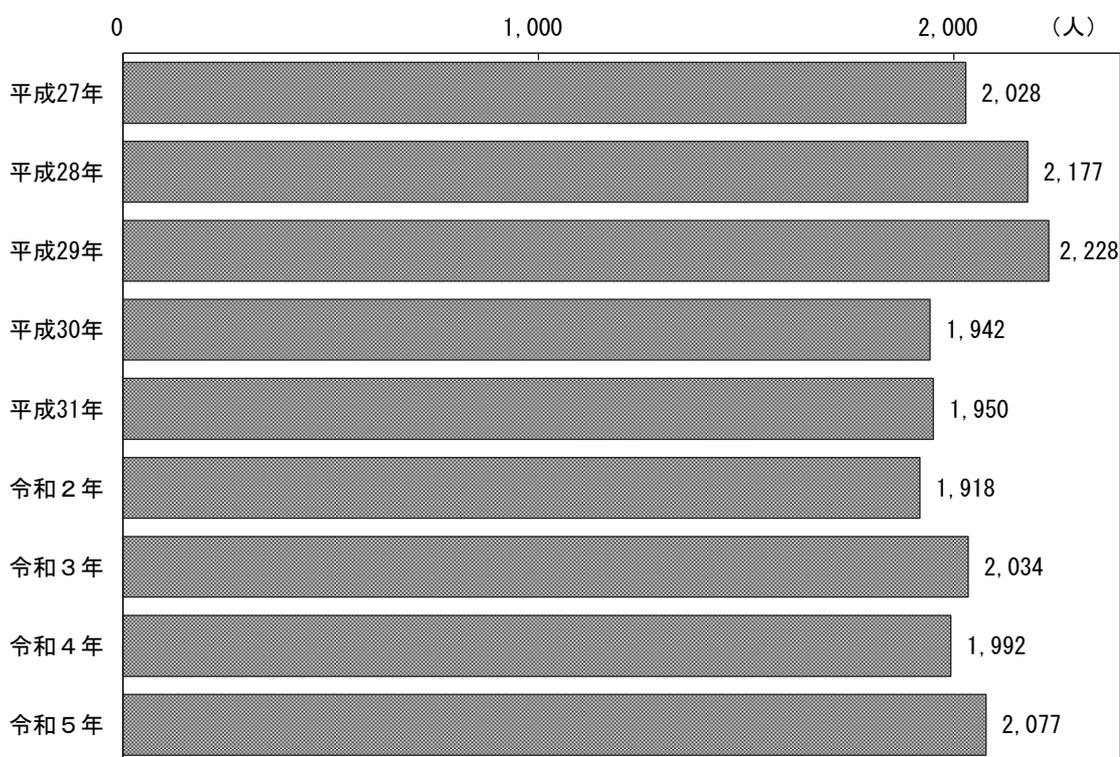
資料：岡崎市障がい福祉課

④ 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岡崎市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,077人で、2,000人前後で推移しています。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表2-12 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※特定医療費（指定難病）の対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に、令和6年4月からは341疾病に拡大

※障害者総合支援法における対象疾病（難病等）は、平成27年1月に130疾病から151疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には366疾病に、令和6年4月からは369疾病に拡大

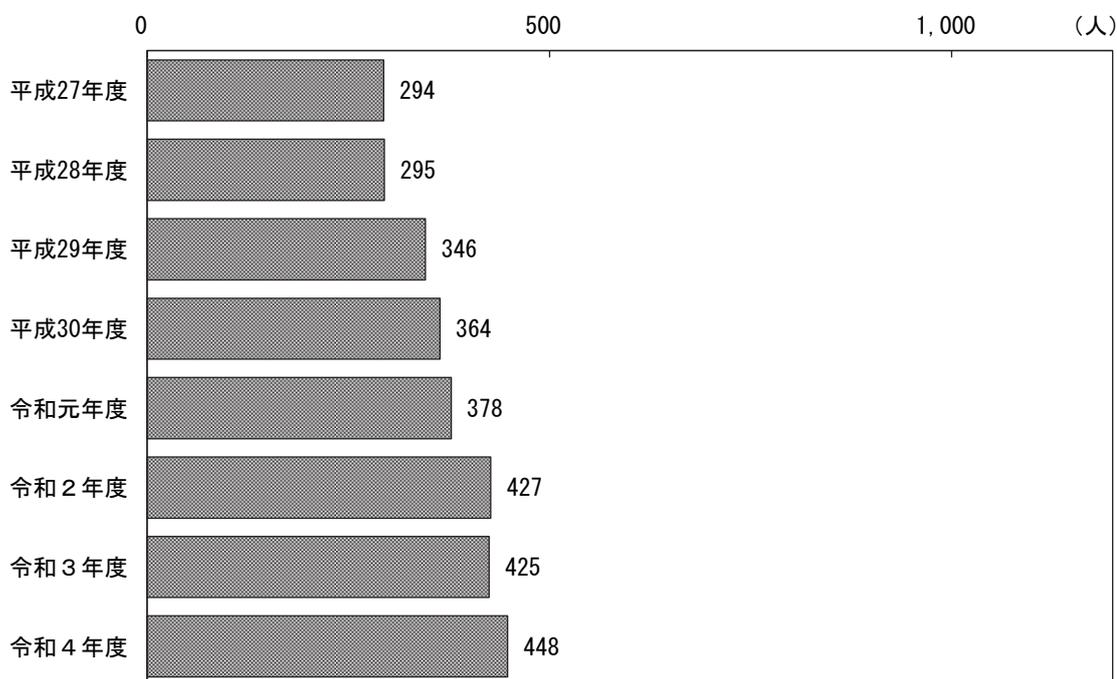
資料：岡崎市障がい福祉課

⑤ 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。なお、小児慢性特定疾病医療費は788の疾病が対象となっています。

令和4年度の岡崎市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は448人で、増加傾向にあります。

図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年度）



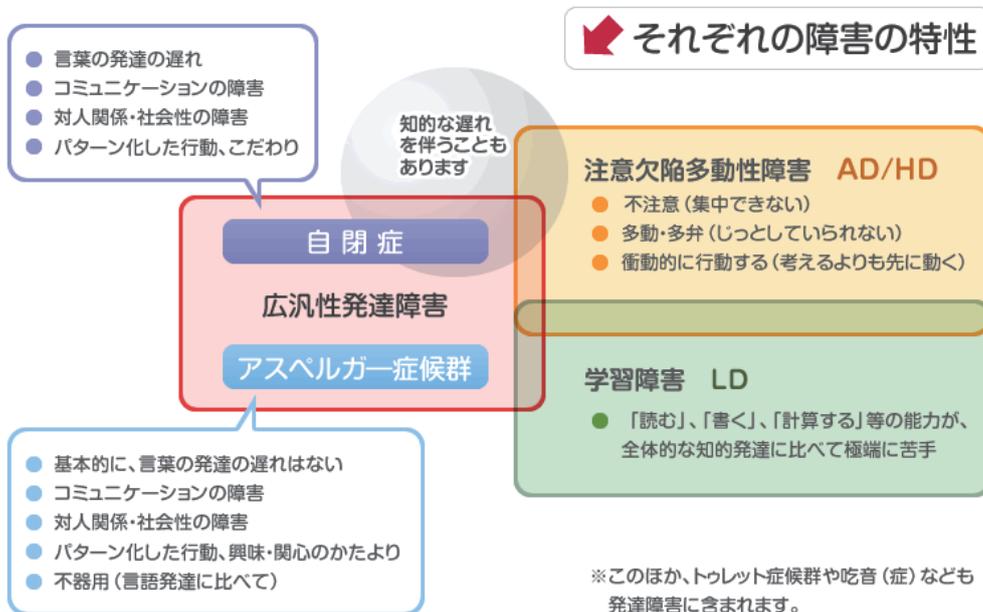
※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

資料：岡崎市健康増進課

⑥ 発達障がい者

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいは、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する者もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、手帳を取得できない者もいます。



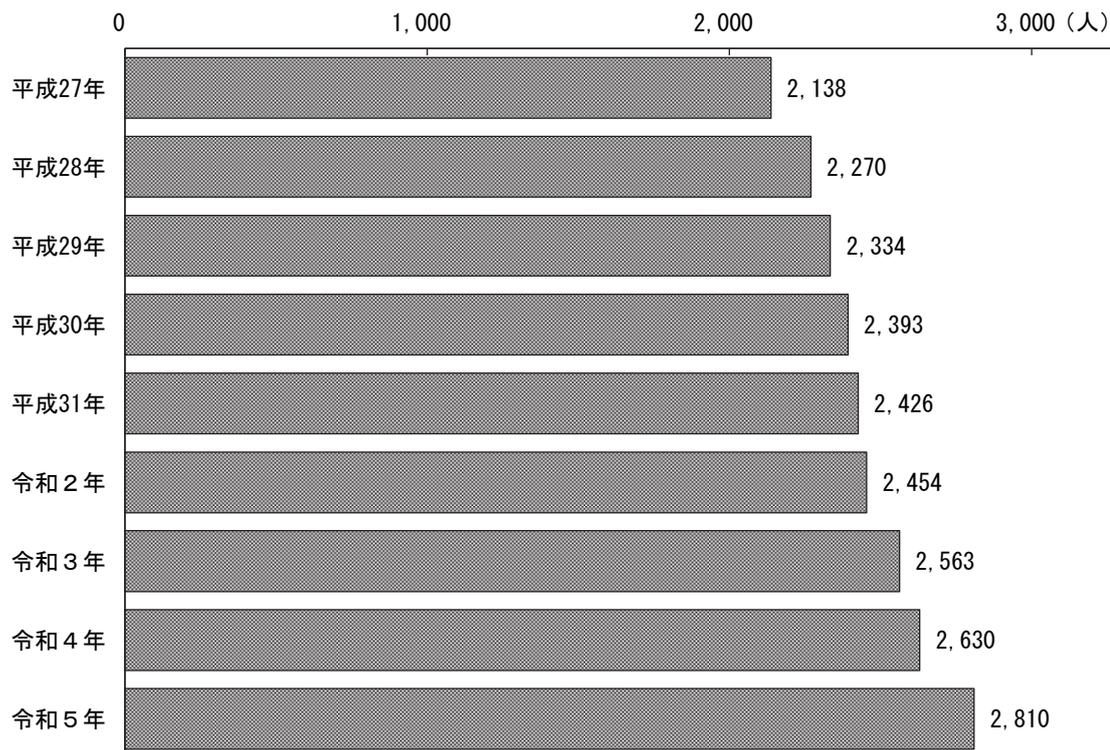
資料：政府広報オンライン

(3) サービスの利用者数

① 障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、岡崎市の障がい福祉サービス支給決定者は2,810人で、年々増加しています。

図表2-14 障がい福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

② 障がい支援区分認定者

障がい福祉サービスのうち、図表2-15のサービスを受けるためには、障がい支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障がい支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年4月1日現在、岡崎市の障がい支援区分認定者は1,861人で、障がい福祉サービス支給決定者数の66.2%を占めています（図表2-16）。

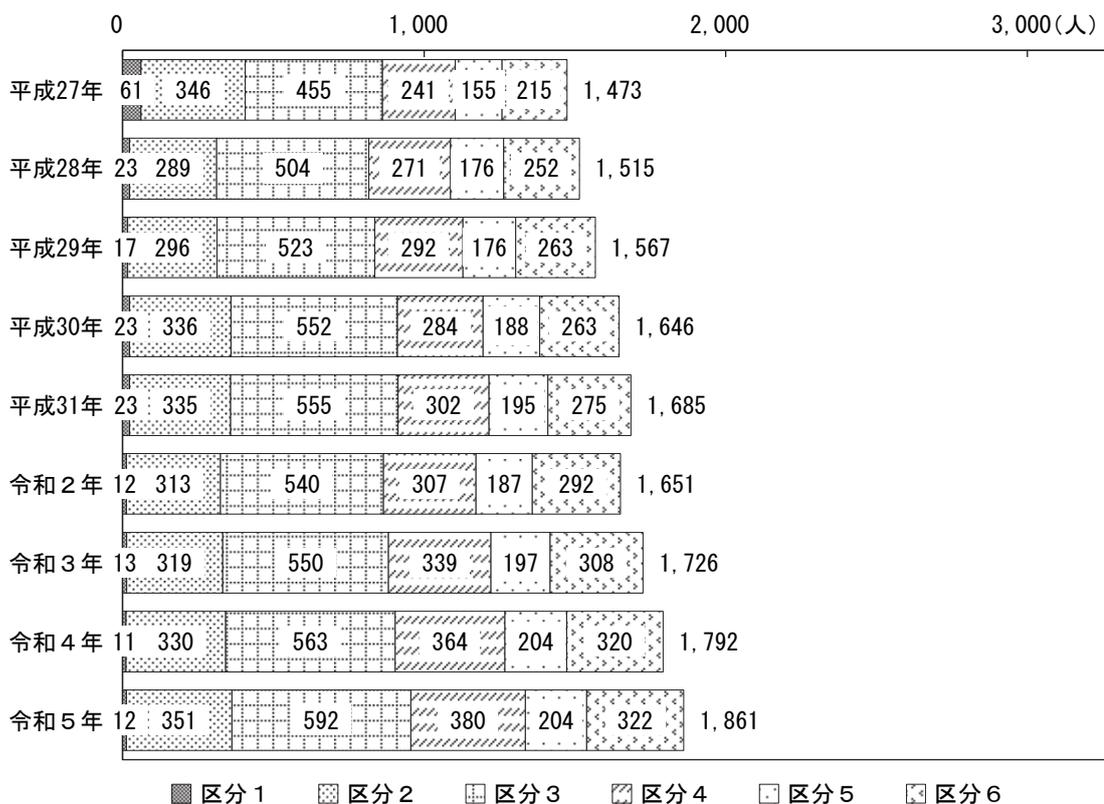
障がい支援区分認定者は、18歳以上の障がい者です。18歳未満の障がい児は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障がい支援区分は設けていません。

図表2-15 障がい支援区分の認定が必要なサービス

| サービス名 | 該当区分 |
|-----------------|-----------------------------|
| 居宅介護 | 区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上） |
| 重度訪問介護 | 区分4以上 |
| 行動援護 | 区分3以上 |
| 重度障がい者等包括支援 | 区分6 |
| 生活介護 | 区分3以上（50歳以上は区分2以上） |
| 療養介護 | 区分5以上 |
| 短期入所 | 区分1以上 |
| 施設入所支援 | 区分4以上（50歳以上は区分3以上） |
| 共同生活援助（グループホーム） | 入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要 |

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-16 障がい支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）

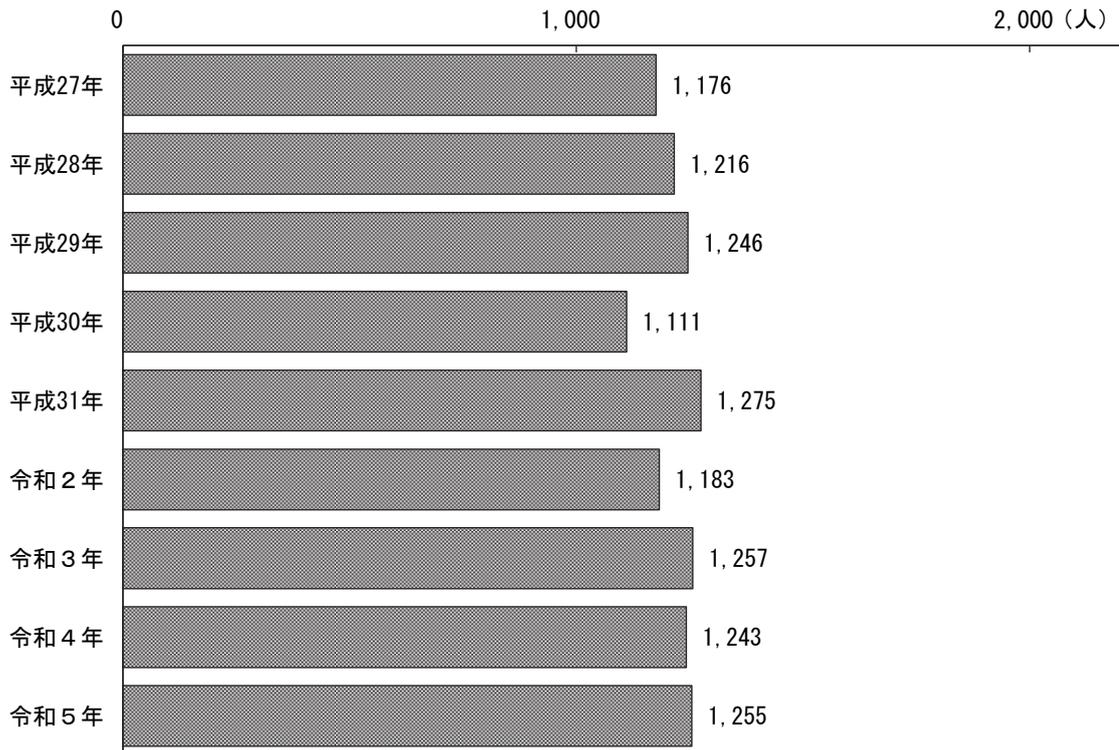


資料：岡崎市障がい福祉課

③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、岡崎市の地域生活支援事業利用決定者は1,255人で、横ばい傾向にあります。なお、障がい福祉サービス支給決定者数の44.7%となっています。

図表2-17 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）

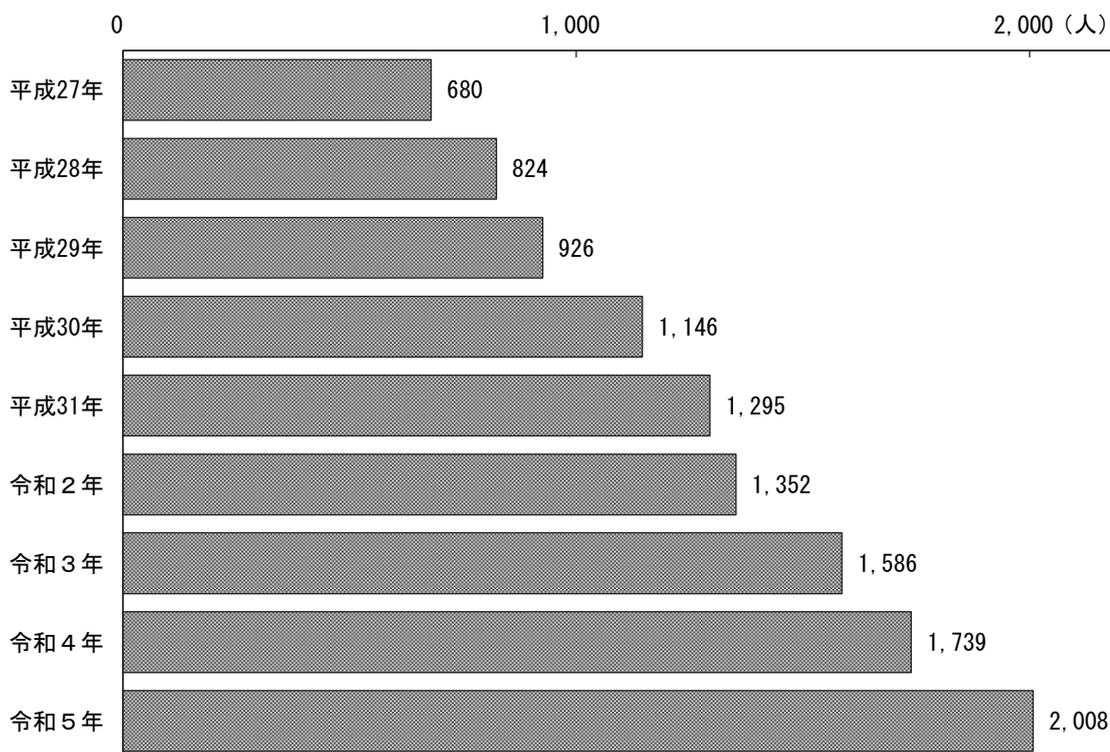


資料：岡崎市障がい福祉課

④ 障がい児通所支援支給決定者

障がい児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、岡崎市の障がい児通所支援支給決定者は2,008人で、6年前の平成29年4月1日から倍増しています。

図表2-18 障がい児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：岡崎市障がい福祉課

2 障がい者の現状とニーズ



「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市(まち) 岡崎」の基本理念のもと、3つの基本目標と27の施策を定めています。この中間見直しにあたり、障がい者団体へのヒアリング調査を実施し、把握した障がい者の現状とニーズについて、3つの基本目標ごとに分類して示します。

(1) 「ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり」に向けて

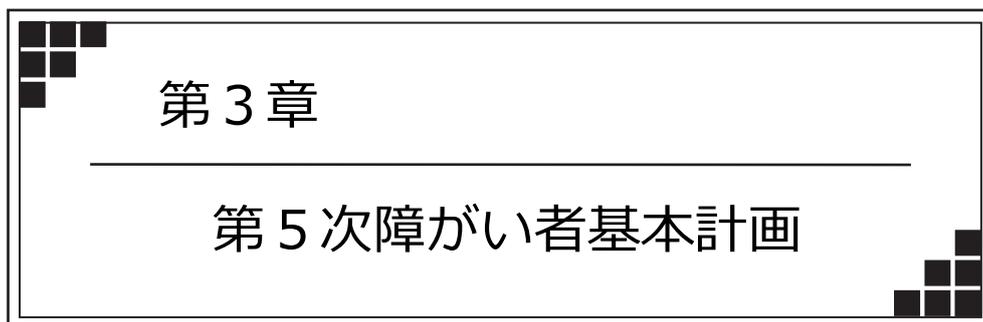
- ・視覚障がい者は、相手が見えないため、声をかけてもらわないとコミュニケーションがとれない。
- ・知的障がい者は、急に声をかけられると驚いてしまうことがあるため、そういうことを理解してもらえるようにしていくとよい。
- ・精神障がいは、見た目にはわかりづらく、多岐にわたるため、それぞれに適したコミュニケーションが必要となる。
- ・重度の障がい者は、外出の機会が少なく、理解をしてもらえるような状況にもないことから、まずは知ってもらうため、外出できる環境づくりが必要である。
- ・重度の障がい者に対し、周囲の人はどのように接したらよいかわからないと思うので、助けてほしいと声をかけられるとよい。
- ・電動車いすのバッテリーが切れた際に、家まで押していってくれた人がいて、助かったことがある。
- ・(以上のようなことを) 冊子などにより広く周知していくとよい。
- ・窓口では、代筆や代読に対応してほしい。
- ・窓口には、手話が使える人を配置してほしい。
- ・障がい者用のトイレの整備は、十分なスペースの確保も含め、進めてほしい。
- ・施設等を建設する際は、設計の前の段階で障がい者団体に対して意見聴取してほしい。
- ・これまでの障がい者団体の活動の成果の一つとしてサービスが拡充されてきたことにより、逆に団体の活動機会が減り、会員数も減少している中、新たな活動に取り組んでいる団体もあるので、そのような団体への支援を検討してほしい。

(2) 「互いに「つながりあい」支えあうまちづくり」に向けて

- ・みどりのファイルは、個人の記録としてとても大切なものであるため、さらなる活用を期待する。
- ・みどりのファイルのことを知らない人が多くいるので、周知してほしい。
- ・障がい児がいることを隠さず、地域の人にも知ってもらうことが重要である。
- ・災害時に備え、隣近所との関係を築いておくとうよい。
- ・避難所に白杖を備蓄してほしい。
- ・福祉避難所は、早めに開設し、直接避難できるようにしてほしい。
- ・医療的ケアが必要な人については、医療機関への避難や電源が確保されている避難所への優先的避難を検討してほしい。
- ・企業に対しても、まずは障がいについて理解してもらう必要がある。
- ・障がい者手帳の所持状況について職場に伝えるかどうかなど、事前に話し合っておくとよい。
- ・短時間勤務や在宅勤務など、多様な就労のあり方も検討する必要がある。
- ・令和7（2025）年に東京で開催されるデフリンピックについて周知してほしい。

(3) 「あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり」に向けて

- ・相談支援が円滑に行われれば、サービスの利用も円滑になる。
- ・さまざまな障がいに対応できるよう、相談支援の人材育成に取り組んでほしい。
- ・障がい者用の特別養護老人ホームなど、65歳以降のことも検討してほしい。
- ・重症心身障がい者や医療的ケアが必要な人が利用できるグループホームや障がい者就労施設等がなく、18歳以降のサービスへの移行も含め、切れ目のない支援が必要である。
- ・障がい福祉計画の成果目標の地域移行を進めるにあたっては、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な人がグループホームを利用できるような体制づくりが必要であり、それを成果目標に数値等で示せるとよい。
- ・強度行動障がいがあり、24時間支援が必要な人には、より手厚い支援が必要である。
- ・障がい児のきょうだいが過ごせる支援がほしい。



第3章

第5次障がい者基本計画

【中間見直し】

1 基本理念

障害者権利条約などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

平成28年に施行された障害者差別解消法をはじめ、障害者基本法や障害者総合支援法などにおいても、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的とされています。

岡崎市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第2次障がい者基本計画において、「ノーマライゼーション」「インクルージョン」「リハビリテーション」を掲げて以降、これら3つの理念に基づき障がい者施策の推進を図ってきました。

第5次障がい者基本計画においても、これらの3つの理念のもと掲げてきた第4次計画の基本理念「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会をめざして障がい者施策の一層の推進を図っていきます。

思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎

基本理念の考え方について

◎「思いやる」＝「連帯」（ノーマライゼーション）

障がいの有無にかかわらず、地域で生活が送れるような環境を整え、ともに生きる社会をめざします。

◎「つながりあう」＝「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）

障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格を尊重し、支えあう社会をめざします。

◎「自分らしく生きる」＝「復権」（リハビリテーション）

ライフステージのあらゆる段階において、主体性、自立性、自由が尊重される社会をめざします。

2 基本目標



基本理念の「思いやる」「つながりあう」「自分らしく生きる」ためのまちづくりに向け、障がい者を取り巻く現状と課題（第2章）を踏まえ、次の3つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

I ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活や社会生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がい者団体等とともに、障がいや障がい者に対する理解と配慮の促進に重点的に取り組みます。

また、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組めます。

▽ 重点施策

i 障がい者への理解の啓発と配慮の促進

▽ 重点施策に関する成果指標

| 指 標 | 現状（令和元年度） | 目標（令和8年度） |
|---------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 差別を感じたことのある障がい者の割合 ※1 | 障がい者 33.1% 障がい児 66.6% | 障がい者 30.0%以下 障がい児 60.0%以下 |
| 障がい者に対して手助け等したことがある人の割合※2 | 74.8% | 80.0%以上 |

※1 障がい者を対象に実施するアンケート調査において、差別を感じたことがあると回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの減少をめざします。

※2 市民を対象に実施するアンケート調査において、障がい者への声かけや手助けなどをしたことがあると回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として社会生活を送るためには、障がい児の療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいの有無にかかわらず、互いに支えあい活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを通して適切な支援を一貫して行うよう、福祉におけるサービス等利用計画・障がい児支援利用計画と教育における個別の教育支援計画（みどりのファイル）の連携の推進など、行政分野を超えた切れ目ない連携を図るとともに、保護者や本人を主体とした関係機関を通じた情報共有に取り組みます。また、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につながるよう継続的に支援します。なお、障がい児に対する支援にあたっては、発達に心配のある子の早期支援システムの運用など発達段階に応じたきめ細かな支援やその体制づくりに取り組みます。

また、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がい者を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

▽ 重点施策

ii 障がい児支援の充実

▽ 重点施策に関する成果指標

| 指 標 | 現状（令和元年度） | 目標（令和8年度） |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 未就学の障がい児の個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用率※1 | 30.7% | 55.0%以上 |
| 働きたいと思う障がい者の割合※2 | 30.2% | 33.0%以上 |

※1 障がい児を対象に実施するアンケート調査において、個別の教育支援計画（みどりのファイル）をすでに利用していると回答した6歳以下の児童の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

※2 障がい者を対象に実施するアンケート調査において、働きたいと回答した人の割合です。障がい児支援の充実を図ることにより、将来的に働きたいと思う障がい者の割合の向上をめざします。

Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活を送るためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を持続していく必要があります。

そのため、相談支援体制の充実や障がい福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がい者の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がい者とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に重点的に取り組みます。

また、障がい者のほか、高齢者や生活困窮者などの個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげる福祉総合相談窓口を開設します。

▽ 重点施策

iii 切れ目ない相談支援

▽ 重点施策に関する成果指標

| 指 標 | 現状（令和元年度） | 目標（令和8年度） |
|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| サービス等利用計画等作成率※1 | 79.9% | 85%以上 |
| 利用しているサービスに不満を感じていない障がい者の割合※2 | 障がい者：43.4% 障がい児：42.7% | 障がい者：50.0%以上 障がい児：50.0%以上 |

※1 障がい福祉サービス等の受給者のうちサービス等利用計画を作成している障がい者と障がい児通所支援の受給者のうち障がい児支援利用計画を作成している障がい児の合計の割合です。

※2 障がい児者を対象に実施するアンケート調査において、利用しているサービスに不満を感じていないと回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

3 施策体系



3つの基本目標とその重点施策の実施に向け、次の8つの施策分野ごとに27の施策とその方向性（4 施策の基本方針）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策分野 | 施策 |
|---|----------------------------|---------------------|---------------------------|
| 思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市 (まち) 岡崎 | Ⅰ ともに「思いやり」ともに 生きるまちづくり | (1) 市民の福祉意識の向上 | 施策1 理解の啓発と配慮の促進 |
| | | | 施策2 福祉教育の推進 |
| | | | 施策3 障がい者団体への支援 |
| | | (2) 快適な生活空間の確保 | 施策4 情報の取得と活用、意思疎通支援の推進 |
| | | | 施策5 障がい者にやさしい公共空間の確保 |
| | | | 施策6 移動手段の確保 |
| | | | 施策7 住宅環境の整備 |
| | Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり | (3) 子どもの力の育成 | 施策8 乳幼児期の適切な保健・療育の確保 |
| | | | 施策9 就学前教育・保育、放課後対策の充実 |
| | | | 施策10 学校教育の充実 |
| | | | 施策11 特別支援教育推進体制の確立 |
| | | (4) 社会参加の促進 | 施策12 スポーツの推進 |
| | | | 施策13 文化芸術活動の推進 |
| | | | 施策14 まちづくり活動への参画の促進 |
| | | (5) いきいきと働ける仕組みづくり | 施策15 一般就労の促進 |
| | | | 施策16 福祉的就労の充実 |
| | | | 施策17 行政による障がい者雇用等対策の強化 |
| | (6) 安全・安心な地域づくり | 施策18 地域福祉活動の活性化 | |
| | | 施策19 防犯、防災のまちづくりの推進 | |
| | Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり | (7) 生活の質の維持・向上 | 施策20 相談支援体制の充実 |
| | | | 施策21 日常生活への支援の充実 |
| | | | 施策22 日中活動への支援の充実 |
| | | | 施策23 居住の場への支援の充実 |
| | | | 施策24 権利擁護の推進 |
| | | (8) 健康の維持・増進 | 施策25 サービスの質の向上と人材確保の推進 |
| | | | 施策26 地域医療・医学的リハビリテーションの充実 |
| | | | 施策27 心と体の健康づくりの推進 |

4 施策の基本方針



基本目標Ⅰ ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり

(1) 市民の福祉意識の向上

施策1 理解の啓発と配慮の促進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がいの種別の特性や障がい者に対する理解と配慮について広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

特に、内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がい、聴覚障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、啓発を図る必要があります。

障がいや障がい者に対する理解がいまだに十分でなく、また、障がい者に対する配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がい者の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしにかかわらず、広く障がい者に対する適切な配慮を行うことで、地域社会において、「ノーマライゼーション」「ソーシャルインクルージョン」を図ることができます。

したがって、障がいや障がい者に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者団体と連携して啓発活動の充実に取り組めます。また、ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がい者への配慮の促進を図ります。

施策2 福祉教育の推進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がい種別の特性や障がい者に対する理解について保育・教育の段階から啓発し、障がい者とふれあう環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、福祉教育を推進し、障がいや障がい者に対する子どもたちの理解を深めるとともに、障がい者との交流を促進します。

施策3 障がい者団体への支援

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がい者自らも、理解と配慮について広く市民に啓発し、尊重し合う環境づくりに取り組むとともに、こうした活動を効果的に実施する障がい者団体の活動を支援する必要があります。

したがって、障がい者団体の活動への支援を通じて、障がいや障がい者に対する理解を促進するとともに、広く市民との交流を促進します。

(2) 快適な生活空間の確保

施策4 情報の取得と活用、意思疎通支援の推進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにするとともに、障がいのある人とない人がふれあう環境づくりに取り組む必要があります。岡崎市では、手話言語や障がい者のコミュニケーションに関する条例を制定しています。これらの条例の周知を図ることにより、「手話」が言語であることやそれぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解を促進するとともに、障がい者の情報の取得と活用、意思疎通の支援等に取り組み、情報と意思疎通のバリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるように、デジタル技術等の活用を含め、行政情報を充実、発信します。また、生活する上で適切な情報の取得や意思疎通ができるよう、手話言語や障がい者のコミュニケーションに関する条例の周知を図り、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

施策5 障がい者にやさしい公共空間の確保

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に日常生活や社会生活を送るためには、公共施設や障がい者支援施設をはじめとする民間施設において、障がい者の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設の新設や大規模改修にあわせてバリアフ

リー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、障がい者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

施策6 移動手段の確保

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に日常生活や社会生活を送るためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がい者の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。また、あわせて公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

施策7 住宅環境の整備

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に生活を送るためには、生活の基盤である住まいの良好な環境を確保するため、住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、現在の住まいの改修やグループホーム等のバリアフリー化を支援します。また、バリアフリーに対応した市営住宅や民間賃貸住宅の周知を図ります。

▽ 基本目標 I (ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり) に関する主な取り組み

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|------|-----------------|--|---|------|
| 1 | 障がい者理解の啓発 | 障がい福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体 | 広報誌やホームページ、パンフレット(「みんなが一緒に暮らせるまちへ」、講演会などを通じ、障がい種別の特性や障がい者に対する理解について啓発を図ります。また、出前講座等により、障がい福祉について学習する機会を提供します。 | A |
| 1 | 障がい者理解の促進 | 障がい福祉課 障がい者団体 | 障がい種別の特性や配慮に関する事例を紹介する冊子「届いてほしい 私たちの声」を配布し、障がい者への理解の促進を図ります。 | A |
| 1 | 障がい者配慮の促進 | 障がい福祉課 障がい者団体 | 広報誌やホームページ、ポスター、パンフレットなどを通じ、ヘルプマークなど「障がい者マーク」に対する正しい理解と障がい者への配慮を促進します。 | B |
| 1 | 交流イベントの実施 | 障がい福祉課 障がい者団体 障がい者 | 障がい者週間等を踏まえた啓発イベントを感染対策の上実施し、障がいのある人とない人との交流を図ります。 | C |
| 2 | 学校等における福祉教育の推進 | 教育委員会学校指導課 保育課 社会福祉協議会 障がい者団体 障がい者 | 小中学校において、「道徳の時間」「総合的な学習の時間」などを活用し、障がい者への理解を深める福祉教育を実施するとともに、地域の学校と特別支援学校の交流を図ります。また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、統合保育を推進します。 | B |
| 3 | 障がい者団体の活動支援 | 障がい福祉課 | 障がい者の社会参加や交流活動に取り組む障がい者団体の活動を支援します。 | B |
| 3 | 障がい者団体への広聴活動の実施 | 障がい福祉課 | 障がい者団体との意見交換を定期的実施し、障がい者団体からの意見・要望を施策やサービスの改善につなげるとともに、必要に応じて、関係機関への周知を図ります。 | B |
| 4 | 情報のバリアフリー化の推進 | 広報課 障がい福祉課 | 発行物へのFAX番号やメールアドレス等の表示や点訳、音訳化など、多様な情報入手方法の提供に努めます。 | B |
| 4 | 点字・声の広報等発行事業の実施 | 障がい福祉課 | 文字による情報入手が困難な障がい者に対し、点訳や音声訳により、市政だより等の生活情報など必要性の高い情報を定期的に提供します。 | B |

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|------|---|--|---|------|
| 4 | 読書のバリアフリー化の推進【新規】 (岡崎市における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に相当) | 中央図書館 | 障がい者が読書環境を享受できるよう、点字図書や拡大図書などのアクセシブルな書籍を充実するとともに、関係機関と連携して音声読み上げ対応のデジジー図書やオーディオブック、テキストデータなどのアクセシブルな電子図書等の提供に努めます。また、対面朗読など、障がいの特性に応じたサービスを実施します。 | — |
| 4 | 手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及【新規】 | 障がい福祉課 障がい者団体 | 岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例の周知を図り、手話が言語であることの理解の促進と手話を使用しやすい環境づくりに取り組めます。また、岡崎市障がい者コミュニケーション条例の周知を図り、障がいの種類等に応じた適切なコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解と利用の促進に取り組めます。 | — |
| 4 | 意思疎通のバリアフリー化の推進 | 障がい福祉課 | 聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、市役所に手話通訳者を設置します。また、窓口等における、代筆や代読、筆談などに対応するとともに、音声認識ツールなどの活用に努めます。 | A |
| 5 | 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 建築課 建築指導課 公園緑地課 障がい福祉課 障がい者団体 民間事業者 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や都市公園等の新設や大規模改修にあわせて、移動空間やトイレ空間などのバリアフリー化に取り組めます。また、民間施設のバリアフリー化の普及・啓発及び促進を図ります。 | B |
| 6 | 交通バリアフリー化の推進 | 地域創生課 障がい福祉課 障がい者団体 民間事業者 | 鉄道駅のバリアフリー化を促進します。また、ノンステップバスの導入を働きかけます。 | B |
| 6 | 外出支援施策の実施 | 障がい福祉課 | 重度の障がい者のタクシー利用料金や自動車の改造等に要する費用の一部を助成します。 | B |
| 7 | 住まいのバリアフリー化の推進 | 障がい福祉課 | 重度の身体障がい者に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。 | B |

【中間評価の基準】

A：充実・改善したもの B：継続実施したもの C：十分実施できなかったもの

基本目標Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

(3) 子どもの力の育成

施策8 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障がいの発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期においては、障がいや発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

したがって、乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問、こども発達相談センターの実施する事業などにより、障がいや発達に心配のある子の早期発見・早期支援に努めます。

施策9 就学前教育・保育、放課後対策の充実

発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育・保育・教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

したがって、切れ目のない支援の実現に向け、障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実を図るとともに、障がい者自立支援協議会を活用し、福祉と教育、保健・医療等との連携を推進します。また、医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障がい児への支援の充実を図ります。

施策10 学校教育の充実

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

したがって、児童生徒の心や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育システムを構築します。また、教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組みます。

施策11 特別支援教育推進体制の確立

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、特別支援教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

特別支援教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るとともに、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における適切な教育の提供に努める必要があります。さらに、卒業後の進学、就職に向けた進路指導の充実に努めるとともに、成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、関係機関が互いに情報共有する必要があります。

したがって、特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組むとともに、障がいのある児童生徒の将来も見据え、保護者や関係機関の間で成長の過程や支援内容の情報共有を図ります。

(4) 社会参加の促進

施策12 スポーツの推進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、スポーツ活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

令和3（2021）年に開催された東京パラリンピック、令和7（2025）年に東京で開催される予定の聴覚障がい者のデフリンピックのほか、知的障がい者のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

したがって、障がい者スポーツを推進し、障がい者がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。

施策13 文化芸術活動の推進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、文化芸術活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい者の作品展を開催するなど、障がい者が文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりに取り組みます。

施策14 まちづくり活動への参画の促進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、地域のまちづくり活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進するとともに、障がい者の孤立化等を防止します。

(5) いきいきと働ける仕組みづくり

施策15 一般就労の促進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、一般就労を望む障がい者が民間企業などで働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

一般就労するためには、民間企業などの理解と配慮が不可欠です。障がい者の法定雇用率は、民間企業で、令和6年4月から2.5%（従業員40人以上）、さらに、令和8年7月からは2.7%（従業員37.5人以上）まで引き上げられる予定です。また、障がい者には、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方も求められています。

したがって、就労移行支援や就労定着支援などを通じて、障がい者の働く意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、就労・生活支援センター等関係機関と連携し、民間企業などにおける障がいや障がい者に対する理解と配慮を促進し、雇用機会の拡大と就労定着を図ります。

施策16 福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がい者が、地域社会の主体として、社会生活を送るためには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。

したがって、農福連携を促進するなど、就労継続支援（A型・B型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上のため、「ふれあいショップ」の運営や障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進するなど、障がい者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大を図ります。

施策17 行政による障がい者雇用等対策の強化

障がい者が、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、一般就労を望む障がい者が市役所などでも働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

地方公共団体における障がい者の法定雇用率は、令和6年4月から2.8%、さらに、令和8年7月からは3.0%まで引き上げられる予定です。

したがって、市役所においても障がい者の雇用等に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。

(6) 安全・安心な地域づくり

施策18 地域福祉活動の活性化

障がい者が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がい者と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

したがって、身近な地域住民に障がいや障がい者に対する理解を促進し、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動など、障がい者と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。

施策19 防犯、防災のまちづくりの推進

障がい者が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

特に、近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がい者への対応の充実も求められています。

したがって、大規模災害から障がい者を守るため、災害時避難行動要支援者支援制度の登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進を図ります。また、火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどの対策に努めます。

▽ 基本目標Ⅱ（互いに「つながりあい」支えあうまちづくり）に関する主な取り組み

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|----------|--------------------------|---------------------------------------|---|------|
| 8 | 乳幼児健康診査の実施 | 健康増進課 | 乳幼児健康診査を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。 | B |
| 8 | こんにちは赤ちゃん訪問の実施 | 家庭児童課 | 養育環境を把握するとともに、子育てや障がいに関する情報提供や助言等を行います。 | B |
| 8 | 「発達に心配のある子の早期支援システム」の運用 | こども発達相談センター | 発達に心配のある子と保護者に対し、必要な支援を必要な時期に提供できるよう、新たな「早期支援システム」を運用し、早期発見・早期支援に努めます。 | A |
| 8 | 発達に心配のある未就学児の地域支援の推進 | こども発達相談センター 障がい福祉課 健康増進課 保育課 | 発達に心配のある子の新たな「早期支援システム」の評価の検証等により、発達に心配のある未就学児の地域支援の推進を図ります。 | A |
| 9 | 障がい児福祉計画の推進 | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | B |
| 10 | インクルーシブ教育システムの構築 | 教育委員会学校指導課 教育委員会施設課 | 障がいのあるなしにかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めるとともに、学校のバリアフリー化（合理的配慮の基礎となる環境整備）を推進します。 | A |
| 10 11 | 特別支援教育の推進 | 教育委員会学校指導課 | 特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校において教職員の特別支援教育への理解を深めるなど、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。 | B |
| 11 | 個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用推進 | 教育委員会学校指導課 障がい福祉課 | 障がい児に個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用を推進し、保護者や関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有を図ります。 | B |
| 12 | 障がい者スポーツの推進 | 障がい福祉課 障がい者 | 障がい者スポーツ大会を年1回、感染対策の上開催するとともに、障がい者がより気軽にスポーツに親しむことができるよう、友愛の家等においてスポーツ講座を開催します。 | C |
| 13 | 障がい者の文化芸術活動の推進 | 障がい福祉課 障がい者 | 障がい者の作品展を年1回開催するとともに、障がい者がより気軽に文化芸術活動に親しむことができるよう、友愛の家等において文化講座を開催します。 | B |

第3章 第5次障がい者基本計画【中間見直し】

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|----------|------------------|--------------------------|---|------|
| 14 | 障がい者の社会貢献活動の推進 | 障がい福祉課 障がい者団体 障がい者 | 障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート活動」「ピアカウンセリング活動」など、障がい者自身の経験や能力を生かして行う社会貢献活動を促進します。 | B |
| 15 | 障がい者雇用の促進 | 障がい福祉課 ハローワーク等 | 障がい者自立支援協議会就労支援専門部会において関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就労のあり方を検討するなどし、一般就労の促進を図ります。 | A |
| 15 16 | 障がい福祉計画の推進（就労系） | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 計画に基づき、就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）の障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | B |
| 16 | ユニバーサル農業の推進 | 農務課 | 農福連携相談窓口を設置するとともに、岡崎市ユニバーサル農業推進懇談会を開催し、関係機関等と連携して農福連携の普及促進を図ります。 | B |
| 16 | 「ふれあいショップ」の運営 | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 市役所や各地域福祉センターなどに「ふれあいショップ」を開設し、障がい者就労施設等を利用する障がい者等が製品等を販売する機会を提供します。 | A |
| 16 | 障がい者優先調達 の推進 | 障がい福祉課 | 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。 | B |
| 17 | 市役所における障がい者雇用の推進 | 人事課 | 障がい者を対象とした正規職員または非常勤職員等の採用試験を受験者の障がい配慮の上実施し、採用を推進します。また、障がいのある生徒等の実習の受け入れに努めます。 | A |
| 17 | 市役所における障がい者理解の啓発 | 障がい福祉課 | 障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がい者への適切な配慮に努めます。 | B |
| 18 | 障がい者支援ボランティアの育成 | 障がい福祉課 社会福祉協議会 | 地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加促進を図ります。また、友愛の家等においてボランティアの受入れや、ボランティアセンターと連携し、養成講座を実施します。 | B |

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|------|----------------|---|--|------|
| 18 | 地域における見守り活動の推進 | 社会福祉協議会 | 地区の助けあい・見守りネットワークを活用し、災害時避難行動要支援者支援制度の登録者に対して見守り（訪問）活動を実施します。 | B |
| 19 | 地域防災対策の推進 | 防災課 地域福祉課 障がい福祉課 サービス提供事業者 障がい者 | 地域の避難訓練への障がい者の参加を促し、関係機関が連携し、緊急時の情報伝達や避難誘導、福祉避難所の設置など救助体制の充実を図ります。特に、障がい者施設等での防災対策の強化を促進するとともに、災害時避難行動要支援者支援制度の周知により、個々の地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。 | B |
| 19 | メール等による緊急通報の実施 | 防災課 共同通信課 | おかざき防災緊急メール「防災くん」や市ホームページの緊急防災情報などによる迅速かつ適切な情報提供に努めます。聴覚障がい者など音声による119番通報が困難な人に対して「Net119緊急通報システム」の周知を図ります。 | B |

【中間評価の基準】

A：充実・改善したもの B：継続実施したもの C：十分実施できなかったもの

基本目標Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

(7) 生活の質の維持・向上

施策20 相談支援体制の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を充実する必要があります。

したがって、障がい者の相談支援の中核である基幹相談支援センターとこども発達相談センターを障がい児・者の総合拠点とし、地域の相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。また、障がい者のほか、高齢者、生活困窮者など個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人に対し、適切な支援につなげる福祉総合相談窓口を開設します。

施策21 日常生活への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービスのほか、日常生活を支える補装具や日常生活用具の支給、諸手当などの経済的な支援など、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、訪問系サービスの充実に図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。また、今後の障がい者の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後に備え、地域生活支援拠点等の充実に向け、相談支援や短期入所などのサービスの充実に図ります。

施策22 日中活動への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、日中活動系サービスや外出支援サービスの充実に図ります。

施策23 居住の場への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、施設入所支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がい者の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進や自立生活援助の適切な提供を図るとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する障がい者の相談に応じます。

施策24 権利擁護の推進

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、障がい者の権利や財産をおびやかすような言動や虐待を防止する環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい者の権利や財産を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の活用の促進を図るとともに、人権尊重や虐待防止など障がい者の権利擁護の推進を図ります。

施策25 サービスの質の向上と人材確保の推進

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、さまざまなサービスを円滑かつ適切に利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、サービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の確保と育成を促進します。

(8) 健康の維持・増進**施策26 地域医療・医学的リハビリテーションの充実**

障がい者が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションを受けることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防、地域生活への移行の促進とともに、医療的ケアを必要とする人や強度行動障がい者の支援体制の整備などに取り組む必要があります。

したがって、医療費の負担軽減とともに、障がい福祉計画に基づき、医療的ケアを伴う居宅介護や自立訓練などの適切なサービスの提供に努めます。

施策27 心と体の健康づくりの推進

障がい者が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、心と体の健康の維持または増進を図る必要があります。

したがって、健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などのさらなる発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、心の病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進します。

▽ 基本目標Ⅲ（あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり）に関する主な取り組み

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|------|-------------------|----------------------------------|--|------|
| 20 | 相談支援体制の充実 | 障がい福祉課 こども発達相談センター 相談支援事業所 | 基幹相談支援センターとこども発達相談センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。 | B |
| 20 | 障がい者自立支援協議会の活性化 | 障がい福祉課 協議会関係機関等 | 障がい者自立支援協議会の場を活用し、相談支援をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、障がい者が地域生活を送ることができるよう体制整備に取り組みます。 | B |
| 20 | 障がい福祉計画の推進（相談支援） | 障がい福祉課 相談支援事業所 | 計画に基づき、障がい福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成、見直しなどを行うとともに、質の向上を図ります。 | B |
| 20 | 福祉総合相談窓口の開設 | ふくし相談課 障がい福祉課 | 福祉総合相談窓口を開設し、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を推進します。 | A |
| 21 | 障がい福祉計画の推進（訪問系） | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 計画に基づき、居宅介護や訪問入浴サービスなどの障がい福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | B |
| 21 | 補装具費・日常生活用具費の支給 | 障がい福祉課 | 障がいのある身体機能を補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給するとともに、身体障がい者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費の適切な支給に努めます。また、日常生活用具費を適切に給付します。 | B |
| 21 | 諸手当の支給 | 障がい福祉課 | 法律や制度に基づき、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当などの諸手当を支給します。 | B |
| 22 | 障がい福祉計画の推進（日中活動系） | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 計画に基づき、生活介護や自立訓練などの障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | B |

| 施策番号 | 取り組み | 実施主体 | 概要 | 中間評価 |
|------|------------------|-------------------------|--|------|
| 23 | 障がい福祉計画の推進（居住系） | 障がい福祉課 サービス提供事業者 | 計画に基づき、施設入所支援やグループホームなどの障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | B |
| 23 | 民間賃貸住宅の入居等に関する相談 | 住宅計画課 居住支援協議会 | 民間賃貸住宅への入居を希望する障がい者などの相談に応じ、物件情報などを提供します。 | B |
| 24 | 障がい者虐待の防止 | 障がい福祉課 | 障がい者虐待に関する相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。また、ホームページやリーフレット等を通じて虐待の防止と早期発見に努めます。 | B |
| 24 | 成年後見制度の利用促進 | 障がい福祉課 成年後見支援センター | 成年後見の申請手続きに要する費用等の一部を助成するとともに、成年後見制度の周知啓発に努めます。 | B |
| 25 | 福祉フェアの開催 | 介護保険課 障がい福祉課 | 福祉分野への関心と福祉人材の確保を図るため、福祉フェアを開催するとともに、介護の仕事のPR動画等による情報発信に取り組みます。 | A |
| 26 | 医療費の助成 | 健康増進課 医療助成室 | 重度の障がい者の医療費や小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成するとともに、指定難病の医療費の相談に応じます。 | B |
| 27 | 健康診査等の実施 | 障がい福祉課 歯科医師会 医療機関 | 健康診査や生活習慣改善の啓発等を実施し、健康の増進と疾患などの予防を図ります。また、岡崎歯科総合センターにおける障がい者歯科健診や受診を促進します。 | B |
| 27 | メンタルヘルス対策の推進 | 健康増進課 | 講座の開催や相談の実施などを通じて、うつやひきこもり、自殺の予防など、メンタルヘルス対策を推進します。 | B |

【中間評価の基準】

A：充実・改善したもの B：継続実施したもの C：十分実施できなかったもの



第4章

第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画



1 基本理念



第5次岡崎市障がい者基本計画は、障害者基本法や障害者総合支援法等の目的（「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）を踏まえ、基本理念に「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を掲げています。

したがって、第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画においても、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を基本理念とし、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

2 基本目標



基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がい者が可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるように配慮するとともに、障がい者の自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がい者が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方など、個々の課題に対応するため、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等のほか、NPOなどによるインフォーマルサービスなど地域の社会資源を活用し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）の構築を図ります。

なお、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親亡き後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援や医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

(5) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。なお、障がい者の社会参加にあたっては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の育成に取り組むとともに、障がい者によるICTの活用等を促進します。

3 国の基本指針



国が示す基本指針においては、障がい者の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の6つの項目について目標値の設定を求めています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とします。
※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援の充実

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざすこととします。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。
- 就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

※一般就労とは、一般企業への就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等

- 各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、児童発達支援センターを活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- 各市町村または各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを基本とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

- 各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

4 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価



国が示す基本指針に基づき、次の6つの項目について目標値を設定し、計画の推進に取り組みました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標値は、次のとおりです。

- ・令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数222人のうち、3人（1.4%）が地域生活に移行するものとします。
- ・令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者222人を維持します。施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の3人に対して、令和4年度末で2人となっており、令和5年度に1人を見込んでいます。

施設入所者数は、令和4年度末で216人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。

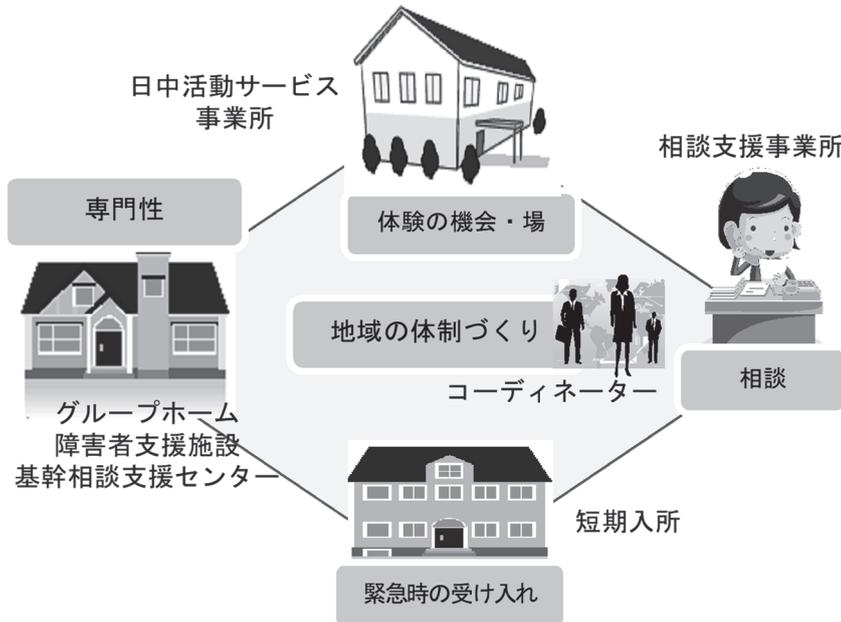
図表4-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|---------------|----------|------|-----------------------------------|
| 令和元年度末の施設入所者数 | | 222人 | — |
| 地域生活 移行者数 | 目 標 値 | 3人 | 令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数 |
| | 実績値（見込み） | 3人 | |
| 施設入所者 減少数 | 目 標 値 | 現状維持 | 令和元年度末の全施設入所者数から減少した人数 |
| | 実績値（見込み） | 6人 | |

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標である地域生活支援拠点等の機能の確保と充実に向け、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討しています。

図表4-2 地域生活支援拠点等が有する機能のイメージ



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.28倍の96人を目標とし、令和4年度で67人となっており、令和5年度では75人と見込んでいます。このうち、就労移行支援事業と就労継続支援A型・B型事業の利用者の一般就労移行者数は図表4-3のとおり見込んでいます。

図表4-3 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

| 区 分 | | 数 値 | 考 え 方 |
|------------------|---------|----------------|--------------------------------|
| 令和元年度の年間一般就労移行者数 | | 75人 | — |
| 目標年度の一般就労移行者数 | 目 標 値 | 96人 (1.28倍) | 令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 75人 (1.00倍) | |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 目 標 値 | 73人 (1.30倍) | 令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 56人 (1.00倍) | |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 目 標 値 | 12人 (1.33倍) | 令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 13人 (1.44倍) | |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 目 標 値 | 8人 (1.33倍) | 令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |
| | 実績（見込み） | 6人 (1.00倍) | |

② **一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率**

令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合を7割(68人)とすることを目標としており、令和5年度では1割程度(8人)と見込んでいます。

③ **就労定着支援事業における就労定着率**

令和5年度末に、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることを目標としており、令和5年度末では8割以上を見込んでいます。

(4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等

① **児童発達支援センターの設置**

令和5年度末までの目標である市内の既存の児童発達支援センター2カ所を確保しています。

② **保育所等訪問支援体制の構築**

令和5年度末までの目標である市内の既存の保育所等訪問支援事業所5カ所を確保しています。

③ **主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保**

令和5年度末までの目標である主に重症心身障がい児を支援する既存の児童発達支援事業所3カ所以上、放課後等デイサービス事業所1カ所以上を確保しています。

④ **医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築**

令和5年度末まで、目標どおり、障がい者自立支援協議会に医療的ケア児支援専門部会を設置して協議するとともに、コーディネーターを配置しています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、目標どおり、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを通じて、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、目標どおり、毎年度、障がい者自立支援協議会等を通じて、障がい福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

5 成果目標



(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がい者の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

施設入所者の地域移行には、重度の障がいや医療的ケアなど特別な支援が必要な障がいに対応できるグループホームなどが必要となりますので、まずは安心して地域移行ができる環境整備に取り組むこととし、次のとおり目標値を設定します。

○令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数216人のうち、3人（1.4%）が地域生活に移行するものとします。

○令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者216人を維持するものとします。

図表4-4 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|---------------|------|-----------------------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数 | 216人 | — |
| 地域生活移行者数 | 3人 | 令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数 |

(2) 地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、親亡き後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討します。

また、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、障がい者自立支援協議会を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度の1.30倍の90人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和3年度の1.32倍の66人、就労継続支援A型事業の移行者数は令和3年度の1.33倍の16人、就労継続支援B型事業の移行者数は令和3年度の1.33倍の8人をめざします。

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和8年度就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度就労定着支援事業の利用者数を令和3年度(29人)の1.41倍の41人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和8年度就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

図表4-5 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

| 区 分 | 目標値 | 考 え 方 |
|------------------|-------------|--------------------------------|
| 令和3年度の年間一般就労移行者数 | 69人 | — |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 90人 (1.30倍) | 令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数 |
| うち就労移行支援事業利用者分 | 66人 (1.32倍) | 令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援A型事業利用者分 | 16人 (1.33倍) | 令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数 |
| うち就労継続支援B型事業利用者分 | 8人 (1.33倍) | 令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数 |

(4) 障がい児通所支援の提供体制の整備等**① 児童発達支援センターの設置等**

令和8年度末まで、市内の既存の児童発達支援センター2カ所を確保するとともに、児童発達支援センターにおける支援体制を強化、拡充するなどし、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和8年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所5カ所と放課後等デイサービス事業所4カ所の確保を図ります。

③ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和8年度末まで、障がい者自立支援協議会の医療的ケア児支援専門部会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末まで、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

また、障がい者自立支援協議会を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和8年度末まで、障がい者自立支援協議会等を通じて、障がい福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。

6 サービスの体系



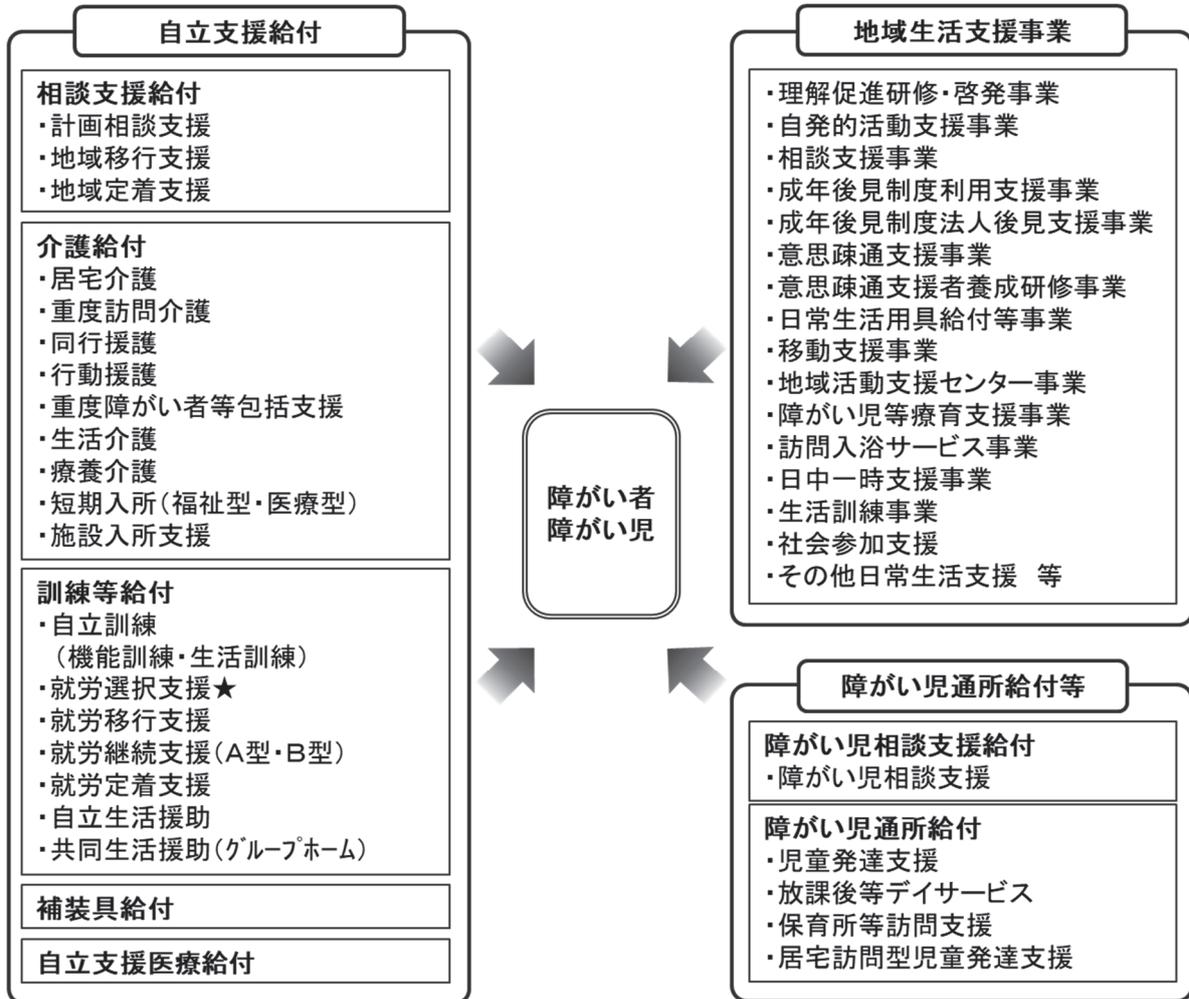
障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、自立支援給付の介護給付には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、訓練等給付には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、障がい福祉サービスはこれら16のサービスの総称です。障がい福祉サービスは、18歳から64歳までの障がい者に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部などは、18歳未満の障がい児にも適用されます。また、「同行援護」などの障がい福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など65歳に至るまで相当の期間にわたり障がい福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、障がい児通所給付として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、障がい児入所給付として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、障がい児入所給付は、都道府県が実施します。

図表4-6 サービスの適用年齢区分



図表4-7 市町村障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系図



7 障がい福祉サービス等



I 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

| サービス名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 居宅介護 | 障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。 |
| 行動援護 | 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどにより重度の知的障がい者や統合失調症などにより重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。 |
| 重度障がい者等包括支援 | 常時介護を要する障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。 |

① 第6期計画と実績

「居宅介護」は、利用者数がおおむね計画どおり推移しているものの、利用延時間数が計画を大きく上回って推移しています。

「重度訪問介護」「同行援護」は、利用者数、利用延時間数とも、ほぼ横ばいで推移しています。

「行動援護」は、利用者数、利用延時間数とも、おおむね計画どおり推移しています。

「重度障がい者等包括支援」は、市内に提供事業所がなく、利用実績はありません。

図表4-8 訪問系サービスの第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 419 | 425 | 433 | 460 | 448 | 469 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 6,057 | 7,653 | 6,262 | 9,496 | 6,474 | 8,298 |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人/月) | 4 | 7 | 4 | 7 | 5 | 8 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 1,105 | 890 | 1,228 | 1,080 | 1,535 | 1,920 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 44 | 41 | 48 | 47 | 52 | 48 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 545 | 545 | 595 | 667 | 644 | 658 |
| 行動援護 | 利用者数(人/月) | 28 | 28 | 35 | 32 | 42 | 34 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 239 | 270 | 332 | 316 | 399 | 360 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「居宅介護」「行動援護」はやや増加し、「重度訪問介護」「同行援護」は、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-9 訪問系サービスの見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------------|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 利用者数(人/月) | 479 | 488 | 498 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 8,464 | 8,634 | 8,806 |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人/月) | 8 | 8 | 8 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 1,920 | 1,920 | 1,920 |
| 同行援護 | 利用者数(人/月) | 48 | 48 | 48 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 658 | 658 | 658 |
| 行動援護 | 利用者数(人/月) | 35 | 37 | 41 |
| | 利用延時間数(時間/月) | 377 | 396 | 438 |

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は市内に48カ所(令和5年4月1日現在)、「重度訪問介護」は市内に47カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、いずれも、現在の利用事業所に加え、事業の開始を予定している事業所があった場合、必要に応じて支援するなどし、確保に努めます。また、介護保険サービス事業所からの参入も促進します。

「同行援護」は市内に16カ所(令和5年4月1日現在)、「行動援護」は市内に8カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、いずれも、現在の利用事業所

により、確保できる見込みです。

なお、「重度障がい者等包括支援」は、市内に提供事業所がなく、利用実績もないため、見込みはありません。

Ⅱ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい支援区分が一定以上の障がい者に対し、主として昼間に、障がい者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね計画どおりに推移しています。

図表4-10 生活介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 642 | 569 | 661 | 612 | 681 | 618 |
| 利用延日数（日／月） | 11,661 | 11,669 | 12,005 | 12,905 | 12,360 | 12,594 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表4-11 生活介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人／月） | 624 | 631 | 637 |
| 利用延日数（日／月） | 12,720 | 12,847 | 12,976 |

③ 見込量の確保策

市内に31カ所（定員数738、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画をやや上回って推移しています。

図表4-12 自立訓練（機能訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 2 | 4 | 2 | 5 | 2 | 5 |
| 利用延日数（日／月） | 28 | 40 | 28 | 40 | 28 | 40 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-13 自立訓練（機能訓練）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 5 | 5 | 5 |
| 利用延日数（日／月） | 40 | 40 | 40 |

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、市外の利用事業所により、確保できる見込みです。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-14 自立訓練（生活訓練）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 42 | 44 | 44 | 44 | 46 | 46 |
| 利用延日数（日／月） | 652 | 601 | 676 | 607 | 701 | 631 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表4-15 自立訓練（生活訓練）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 47 | 48 | 49 |
| 利用延日数（日／月） | 645 | 659 | 673 |

③ 見込量の確保策

市内に3カ所（定員数60、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(4) 就労選択支援

就労選択支援は、障がい者が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

① 見込量

就労を促進する観点から、次のとおり見込みます。

図表4-16 就労選択支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | — | 18 | 22 |

② 見込量の確保策

令和7年度から開始される予定であることから、事業の周知等を図って参入を促進し、見込量の確保に努めます。

なお、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労選択支援の利用促進を図ります。

(5) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する障がい者に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用延日数は、おおむね計画どおり推移していますが、利用者数は、計画をやや下回って推移しています。

図表4-17 就労移行支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 110 | 93 | 114 | 106 | 117 | 106 |
| 利用延日数（日／月） | 1,955 | 1,803 | 2,027 | 2,067 | 2,082 | 2,067 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の一般就労の促進を一層図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-18 就労移行支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 108 | 110 | 112 |
| 利用延日数（日／月） | 2,106 | 2,145 | 2,184 |

③ 見込量の確保策

市内に7カ所（定員数96、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労移行支援のさらなる利用促進を図ります。

(6) 就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）は、一般企業による雇用等が困難な障がい者に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、やや増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-19 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 166 | 197 | 172 | 245 | 177 | 253 |
| 利用延日数（日／月） | 3,536 | 4,188 | 3,664 | 5,076 | 3,774 | 5,289 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の就労の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-20 就労継続支援（A型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 261 | 269 | 277 |
| 利用延日数（日／月） | 5,455 | 5,626 | 5,803 |

③ 見込量の確保策

市内に10カ所（定員数181、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所（施設外就労を含む）により、確保できる見込みです。

(7) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、一般企業による雇用等が困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-21 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 765 | 847 | 777 | 918 | 788 | 982 |
| 利用延日数（日／月） | 13,815 | 16,097 | 14,032 | 18,189 | 14,234 | 18,615 |

② 見込量

特別支援学校卒業生による新規利用など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-22 就労継続支援（B型）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人／月） | 1,050 | 1,123 | 1,201 |
| 利用延日数（日／月） | 19,907 | 21,288 | 22,766 |

③ 見込量の確保策

市内に47カ所（定員数910、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入が見込まれることから、確保できる見込みです。

(8) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がい者に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-23 就労定着支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 30 | 29 | 32 | 30 | 34 | 31 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表4-24 就労定着支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 34 | 37 | 41 |

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

引き続き、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労定着支援のさらなる利用促進を図ります。

(9) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-25 療養介護の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 41 | 42 | 41 | 39 | 41 | 40 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-26 療養介護の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 40 | 40 | 40 |

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（定員数120、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(10) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がい者が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親亡き後の地域生活を支援する役割を担うため、訓練として定期的に利用する場合があります。

① 第6期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用者数、利用延日数とも、計画を大きく下回って推移しています。

図表4-27 短期入所（ショートステイ）の第6期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 福祉型 | 利用者数(人/月) | 162 | 80 | 175 | 130 | 189 | 132 |
| | 利用延日数(日/月) | 702 | 349 | 758 | 660 | 819 | 586 |
| 医療型 | 利用者数(人/月) | 33 | 1 | 35 | 8 | 38 | 8 |
| | 利用延日数(日/月) | 148 | 2 | 155 | 39 | 171 | 39 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、介助者へのレスパイトとともに、障がい者の自立のための訓練を含めたニーズもあることから、次のとおり見込みます。

図表4-28 短期入所（ショートステイ）の見込量

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|------------|-------|-------|-------|
| 福祉型 | 利用者数(人/月) | 134 | 136 | 139 |
| | 利用延日数(日/月) | 595 | 605 | 615 |
| 医療型 | 利用者数(人/月) | 8 | 8 | 8 |
| | 利用延日数(日/月) | 39 | 39 | 39 |

③ 見込量の確保策

市内に18カ所（定員数55、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みですが、介護保険サービス事業所からの参入の促進に努めます。

Ⅲ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を大きく下回って推移しています。

図表4-29 自立生活援助の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 19 | 7 | 21 | 6 | 23 | 6 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-30 自立生活援助の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 6 | 6 | 6 |

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-31 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 137 | 252 | 141 | 290 | 146 | 318 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-32 共同生活援助（グループホーム）の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 346 | 374 | 402 |

③ 見込量の確保策

市内に23カ所（定員数328、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がい者に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-33 施設入所支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／月） | 222 | 193 | 222 | 216 | 222 | 216 |

② 見込量

国が示す基本指針において、令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減するとしていますが、岡崎市においては、令和4年度末の施設入所者数216人の現状維持を見込みます。

図表4-34 施設入所支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／月） | 216 | 216 | 216 |

③ 見込量の確保策

市内に5カ所（定員数265、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

岡崎市では、これまで、地域生活支援拠点等の機能を確保（面的整備を推進）しつつ、充実に向け、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討しています。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能を確保するとともに、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討します。

IV 相談支援

基幹相談支援センターを通じ、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障がい者の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がい者や入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がい者に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

計画相談支援の利用者数は、やや増加し、計画を上回って推移し、地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、若干数となっています。

図表4-35 相談支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 計画相談支援利用者数（人／月） | 438 | 472 | 453 | 530 | 468 | 557 |
| 地域移行支援利用者数（人／月） | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数（人／月） | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、計画相談支援は、やや増加し、地域移行支援、地域定着支援は、施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干数あると見込みます。

図表4-36 相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援利用者数（人／月） | 586 | 616 | 647 |
| 地域移行支援利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

市内に20カ所（令和5年4月1日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(2) 基幹相談支援センターとこども発達相談センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

岡崎市では、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを設置し、毎年度、障がい者と障がい児に対する総合的・専門的な相談支援をそれぞれ実施するとともに、基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援をそれぞれ実施します。また、基幹相談支援センターにおいては、主任相談支援専門員を1人配置し、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化するとともに、必要に応じて、相談支援事業所の人材育成の支援、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

岡崎市では、障がい者自立支援協議会を年5回開催するとともに、より専門的な事項を調査、審議するため、相談支援事業所等の参画のもと、専門部会（おおむね7部会）を設置し、年平均各4回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障がい者を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、障がい者自立支援協議会を年5回程度開催するとともに、適宜、専門部会（おおむね7部会、年平均各4回程度）を開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討などを含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

岡崎市では、これまで、精神障がい者の地域移行等への支援について、必要に応じて、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会（年4回程度開催）において協議しています。

今後は、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会（年4回程度開催）のほか、精神保健福祉支援地域協議会の代表者会議（年1回開催）を通じて地域におけるネットワークの構築を図るとともに、必要に応じて（令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）：5人）、精神障がい者の地域移行等の支援について協議します。

V 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、毎年度、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(3) 指導監査結果の共有

指定障がい福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、指導監査の適正な実施と愛知県等との情報共有に努めます。

8 地域生活支援事業



地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がい者への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

広報誌やホームページ、ポスター、パンフレットなどを通じ、障がいの種別の特性や障がい者に対する理解と配慮について啓発を図るとともに、ヘルプマークなど障がい者に関するマークに対する正しい理解の周知に努めています。また、障がい者週間等を踏まえた啓発イベントを実施するなど、障がい者との交流に取り組んでいます。引き続き、広報活動やイベント等の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がい者の交流などを推進する自発的な団体活動に対し、引き続き、支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がい者やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利の擁護のため、引き続き、次の事業に取り組めます。

○障がい者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、市内を中央・東・西・南・北地区に区割りし、引き続き、6カ所の相談支援事業所に委託し、障がい者等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

友愛の家内の基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな関係機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどに努めます。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある単身世帯の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、増加し、計画を上回って推移しています。

図表4-37 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 2 | 6 | 3 | 13 | 4 | 10 |

② 見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することとし、次のとおり見込みます。

図表4-38 成年後見制度利用支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／年） | 11 | 12 | 13 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。実態の把握や検討会の実施など、引き続き、支援のあり方を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

① 第6期計画と実績

手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、増加し、計画を上回って推移しています。

図表4-39 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話通訳者派遣回数（回／年） | 694 | 620 | 707 | 856 | 722 | 974 |
| 要約筆記者派遣回数（回／年） | 55 | 12 | 55 | 45 | 55 | 78 |
| 設置手話通訳者数（人） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえつつ、手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及を図ることにより、さらに増加すると見込みます。

図表4-40 意思疎通支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣回数（回／年） | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| 要約筆記者派遣回数（回／年） | 100 | 120 | 140 |
| 設置手話通訳者数（人） | 2 | 2 | 2 |

③ 見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、確保できる見込みです。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚障がい者などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う事業です。愛知県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。失語症者向け意思疎通支援者養成研修については、愛知県等の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

① 第6期計画と実績

手話奉仕員養成研修、手話通訳者養成研修とも、修了者は計画を下回って推移しています。なお、要約筆記者養成研修は、令和5年度から実施しています。

図表4-41 手話奉仕員養成研修事業等の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 手話奉仕員養成研修（人／年） | 26 | 15 | 26 | 20 | 26 | 25 |
| 手話通訳者養成研修（人／年） | 13 | 3 | 13 | 4 | 13 | 5 |
| 要約筆記者養成研修（人／年） | — | — | — | — | — | 5 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえつつ、手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及を図り、各研修への参加促進に努めることにより、次のとおり見込みます。

図表4-42 手話奉仕員養成研修事業等の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修（人／年） | 26 | 28 | 30 |
| 手話通訳者養成研修（人／年） | 5 | 6 | 7 |
| 要約筆記者養成研修（人／年） | 5 | 6 | 7 |

(9) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付する事業です。

① 第6期計画と実績

いずれも、おおむね横ばいで推移しています。

図表4-43 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績 (件/年)

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 介護・訓練支援用具 | 22 | 28 | 22 | 9 | 22 | 18 |
| 自立生活支援用具 | 59 | 59 | 59 | 53 | 59 | 56 |
| 在宅療養等支援用具 | 144 | 125 | 144 | 83 | 144 | 102 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 77 | 52 | 77 | 65 | 77 | 70 |
| 排泄管理支援用具 | 7,151 | 7,325 | 7,294 | 7,477 | 7,440 | 7,500 |
| 居宅生活動作補助用具 | 13 | 6 | 13 | 7 | 13 | 10 |

② 見込量

いずれも、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、おおむね横ばいで推移すると見込みます。

図表4-44 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/年)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 20 | 20 | 20 |
| 自立生活支援用具 | 60 | 60 | 60 |
| 在宅療養等支援用具 | 120 | 120 | 120 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 70 | 70 | 70 |
| 排泄管理支援用具 | 7,500 | 7,500 | 7,500 |
| 居宅生活動作補助用具 | 10 | 10 | 10 |

(10) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、計画をやや下回って推移しています。

図表4-45 移動支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数(人/年) | 248 | 193 | 260 | 226 | 273 | 232 |
| 利用延時間数(時間/年) | 1,591 | 1,218 | 1,671 | 1,465 | 1,754 | 1,466 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の社会参加の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-46 移動支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 利用者数(人/年) | 238 | 244 | 251 |
| 利用延時間数(時間/年) | 1,505 | 1,545 | 1,586 |

③ 見込量の確保策

市内に43カ所(令和5年4月1日現在)の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-47 地域活動支援センター事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 事業所数(か所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数(人/年) | 313 | 301 | 313 | 515 | 313 | 500 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-48 地域活動支援センター事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 事業所数(か所) | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数(人/年) | 500 | 500 | 500 |

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(12) 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がい児が通う保育所や障がい児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、2カ所の事業所により、必要な支援を行います。

(13) 広域的な支援事業（精神障がい者地域生活支援広域調整等事業）

精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るために必要な広域調整会議の開催等を行う事業です。必要に応じて、事業の実施を検討します。

Ⅱ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、重度の身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-49 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 32 | 35 | 32 | 33 | 32 | 33 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-50 訪問入浴サービス事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／年） | 33 | 33 | 33 |

③ 見込量の確保策

市内に3カ所（令和5年4月1日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表4-51 日中一時支援事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（人／年） | 387 | 296 | 375 | 278 | 364 | 278 |

② 見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少がやみられますが、介助者のレスパイトの観点から、次のとおり見込みます。

図表4-52 日中一時支援事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人／年） | 278 | 278 | 278 |

③ 見込量の確保策

市内に31カ所（令和5年4月1日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(3) 生活訓練事業

知的障がい者等に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行う事業です。

引き続き、1カ所の事業所により、必要な支援を行います。

(4) 社会参加支援

障がい者の社会参加を促進するため、引き続き、次の事業を実施します。

○**点字・声の広報等発行事業**

文字による情報入手が困難な障がい者に対し、点訳や音声訳により、岡崎市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、その他障がい者が地域生活をする上で必要性の高い情報を定期的に提供するものです。

○**スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

障がい者のスポーツの振興を図るため、障がい者スポーツ大会を年1回開催するものです。

○**芸術・文化講座開催等事業**

障がい者の文化芸術の振興を図るため、障がい者作品展を年1回開催するものです。

○**自動車改造費助成**

就労などの社会参加のため、身体障がい者や知的障がい者が自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第6期計画と実績

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和3年度の障がい者スポーツ大会が中止になったほかは、いずれも、ほぼ横ばいで推移しています。

図表4-53 社会参加支援の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 広報誌点字版発行(人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 広報誌録音版発行(人/月) | 50 | 33 | 50 | 30 | 50 | 30 |
| 障がい者スポーツ大会参加者数 | 600 | 中止 | 600 | 400 | 600 | 500 |
| 障がい者作品展参加者数 | 700 | 716 | 700 | 750 | 700 | 750 |
| 自動車改造費助成(人/年) | 15 | 13 | 15 | 15 | 15 | 15 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表4-54 社会参加支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 広報誌点字版発行(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 広報誌録音版発行(人/月) | 50 | 50 | 50 |
| 障がい者スポーツ大会参加者数 | 600 | 600 | 600 |
| 障がい者作品展参加者数 | 800 | 800 | 800 |
| 自動車改造費助成(件/年) | 15 | 15 | 15 |

(5) その他の日常生活支援

このほか、引き続き、以下の事業を実施します。

○住宅改修助成事業

身体障がい者が居室・浴室・便所などを使用しやすくバリアフリー化するため行う改修工事に要する費用の一部を助成するものです。

① 第6期計画と実績

利用件数は、計画を下回って推移しています。

図表4-55 住宅改修助成事業の第6期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用者数（件／年） | 10 | 3 | 10 | 3 | 10 | 5 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-56 住宅改修助成事業の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用者数（件／年） | 5 | 5 | 5 |

9 障がい児通所支援等



I 障がい児通所支援

利用者のニーズに応じて、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保と、必要に応じて事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。

① 第2期計画と実績

「福祉型」は、利用児数、利用延日数とも、計画を大きく上回って推移しているものの、「医療型」は、利用児数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表4-57 児童発達支援の第2期計画と実績

| 区 分 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 福祉型 | 利用児数（人／月） | 625 | 721 | 653 | 812 | 682 | 877 |
| | 利用延日数（日／月） | 3,909 | 4,373 | 4,087 | 5,225 | 4,271 | 5,599 |
| 医療型 | 利用児数（人／月） | 20 | 13 | 20 | 12 | 20 | 13 |
| | 利用延日数（日／月） | 167 | 107 | 167 | 91 | 167 | 101 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-58 児童発達支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 961 | 1,037 | 1,120 |
| 利用延日数（日／月） | 6,154 | 6,644 | 7,173 |

③ 見込量の確保策

市内に31カ所（定員数386、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入が見込まれることから、確保できる見込みです。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-59 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 811 | 963 | 846 | 1,118 | 883 | 1,207 |
| 利用延日数（日／月） | 9,744 | 11,740 | 10,167 | 14,902 | 10,609 | 15,407 |

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

図表4-60 放課後等デイサービスの見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 利用児数（人／月） | 1,304 | 1,408 | 1,521 |
| 利用延日数（日／月） | 16,640 | 17,971 | 19,408 |

③ 見込量の確保策

市内に72カ所（定員数735、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入が見込まれることから、確保できる見込みです。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がい児の通う保育所や幼稚園などを訪問し、障がい児が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-61 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 13 | 16 | 13 | 30 | 13 | 44 |
| 利用延日数（日／月） | 14 | 27 | 14 | 77 | 14 | 94 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-62 保育所等訪問支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 48 | 52 | 56 |
| 利用延日数（日／月） | 102 | 111 | 119 |

③ 見込量の確保策

市内に6カ所（令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、引き続き、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第2期計画と実績

市内に提供事業所がなく、利用実績もありません。

図表4-63 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 利用延日数（日／月） | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績はありませんが、市内に提供事業所が開設したため、次のとおり見込みます。

図表4-64 居宅訪問型児童発達支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 3 | 3 | 3 |
| 利用延日数（日／月） | 12 | 12 | 12 |

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（令和5年10月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

Ⅱ 障がい児相談支援等

(1) 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児が障がい児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第2期計画と実績

障がい児通所支援の利用の増加から、障がい児相談支援の利用児数も増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-65 障がい児相談支援の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 204 | 179 | 210 | 247 | 216 | 262 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-66 障がい児相談支援の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 278 | 296 | 314 |

③ 見込量の確保策

市内に17カ所（令和5年4月1日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 第2期計画と実績

平成30年度から市役所等にコーディネーターを配置しています。

図表4-67 医療的ケア児支援コーディネーターの第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 配置人数（人／年） | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |

② 見込量

引き続き、市役所等にコーディネーターを配置することとし、次のとおり見込みます。

図表4-68 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 配置人数（人／年） | 1 | 1 | 1 |

③ 見込量の確保策

愛知県が毎年度開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を促進するなどし、必要に応じて、確保に努めます。

Ⅲ 障がい児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がい児が、適切な支援等を受けられるよう、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 保育所・認定こども園

保育所・認定こども園は、0歳から5歳までの児童のうち保護者の就労や病気などで、保育が必要な場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

① 第2期計画と実績

障がい児の利用は、統合保育の推進により増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-69 保育所・認定こども園の障がい児の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 保育所利用児数(人/月) | 240 | 347 | 240 | 331 | 240 | 340 |
| 認定こども園利用児数(人/月) | 40 | 65 | 40 | 74 | 40 | 80 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-70 保育所・認定こども園の障がい児の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 保育所利用児数(人/月) | 340 | 350 | 360 |
| 認定こども園利用児数(人/月) | 80 | 90 | 90 |

③ 見込量の確保策

保育職員、保育教職員等への事例検討や研修を行うとともに、状況に応じた適切な職員配置に努めます。また、保護者や関係機関と連携して保育所・認定こども園として適切な対応に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供する事業です。

① 第2期計画と実績

障がい児の利用は、受入量の拡大に伴い増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-71 放課後児童健全育成事業の障がい児の第2期計画と実績

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 見込み |
| 利用児数（人／月） | 138 | 151 | 138 | 198 | 138 | 242 |

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-72 放課後児童健全育成事業の障がい児の見込量

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 利用児数（人／月） | 242 | 252 | 262 |

③ 見込量の確保策

利用を希望する障がい児が適切な支援を受けられるよう、放課後児童クラブの状況に応じた支援員等の加配などに努めます。また、支援員等への事例検討や研修を行うとともに、保護者や学校等の関係機関と連携し、放課後児童クラブとして適切な対応に努めます。



第5章

計画の推進に向けて



1 推進体制



(1) 総合的な推進体制

障がい者福祉を推進等するため、岡崎市では、社会福祉法第7条の規定に基づき設置している社会福祉審議会に障がい者福祉専門分科会を設置しています。障がい者福祉専門分科会は、有識者や障がい者団体、関係機関等の代表者により構成し、障がい者基本計画や障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定などにあたり幅広い意見の聴取に努めています。

また、関係部局が連携するとともに、市民との協働を推進することにより、障がい者福祉の総合的な推進を図っています。

第5次岡崎市障がい者基本計画の推進にあたっては、必要に応じて、障がい者福祉専門分科会において、意見を聴取等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岡崎市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障がい者自立支援協議会を設置しています。障がい者自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者団体、関係機関等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がい者の支援やその体制の整備について協議しています。さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を図っています。

障がい者に対する虐待の防止に向けては、権利擁護支援専門部会において、警察、弁護士会、法務局、障がい者虐待防止センター、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画の推進にあたっては、今後も、障がい者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がい者の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理



(1) 進捗の把握と分析・評価

第5次岡崎市障がい者基本計画に示す基本目標ごとに設定する指標の実現に向け、重点施策を実施するとともに、指標の進捗状況を定期的に把握し、分析・評価に努めます。また、障がい者団体から意見を適宜聴取することにより、障がい者の実態やニーズなどの把握に努めます。

第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画に示す成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、分析・評価に努め、必要に応じて、障がい者自立支援協議会において意見を聴取等します。なお、活動指標（障がい福祉サービス等と障がい児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

第5次岡崎市障がい者基本計画に示した指標や第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画に示した成果目標の分析・評価の結果、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や障がい者自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。



第6章

資 料

1 計画策定の経過

計画の策定に先立って、障がい者団体へのヒアリング調査を行い把握した障がい者を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岡崎市障がい者自立支援協議会とともに、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会より意見をいただきました。

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 令和5年5月18日 | 第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (計画の策定等について) |
| 令和5年7月25日 | 第2回岡崎市障がい者自立支援協議会 (計画の骨子案等について) |
| 令和5年8月 | 障がい者団体ヒアリング調査 |
| 令和5年10月17日 | 第3回岡崎市障がい者自立支援協議会 (計画の素案の概要等について) |
| 令和5年11月～12月 | 第2回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (計画の素案等について ※書面会議) |
| 令和5年12月7日 ～令和6年1月9日 | パブリックコメント → 4通 (14件) |
| 令和5年12月19日 | 第4回岡崎市障がい者自立支援協議会 (計画のパブリックコメントの実施等について) |
| 令和6年1月25日～2月1日 | 愛知県への意見聴取 |
| 令和6年3月12日 | 第5回岡崎市障がい者自立支援協議会 (計画の最終案等について) |
| 令和6年3月13日 | 第3回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (計画の最終案等について) |
| 令和6年3月末 | 「第5次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し) 第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」の決定 |

2 岡崎市障がい者自立支援協議会



○岡崎市障がい者自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、情報交換、連絡及び協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援機能の強化に係る協議に関すること。
- (6) 障がい者基幹相談支援センターの検証に関すること。
- (7) 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の作成・具体化に向けた協議等に関すること。
- (8) その他協議会の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(臨時委員)

第3条 協議会は、第2条の所掌事務について、特に専門的な助言等を必要とするときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は1年以内とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の運営をつかさどり、協議会を代表する。
- 3 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 臨時委員は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、専門の事項を協議する部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会に必要と認める専門的知識を有する者を委員以外の者から指名することができる。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市障がい者自立支援協議会設置要綱の廃止)

2 岡崎市障がい者自立支援協議会設置要綱（平成20年2月21日施行）は、廃止する。

○岡崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

【委員任期】令和4年4月1日～令和6年3月31日

【委員数】21人

| 役職 | 所属 | 氏名 |
|-----|---|-------|
| 会長 | 特定非営利活動法人 岡崎市障がい者福祉団体連合会 | 加賀 時男 |
| 副会長 | 社会福祉法人 愛恵協会 | 三浦 博幸 |
| 委員 | 社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 | 稲葉 英隆 |
| 委員 | 社会福祉法人 岡崎市福祉事業団 | 外山 克之 |
| 委員 | 特定非営利活動法人 岡崎自立生活センターぴあはうす | 高橋 美絵 |
| 委員 | 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部愛知県済生会 三河青い鳥医療療育センター | 三浦 宏太 |
| 委員 | 社会福祉法人 愛知県厚生事業団 愛厚藤川の里 | 岡田 伸一 |
| 委員 | 特定非営利活動法人 ハートフルフレンズ | 杉浦 桂子 |
| 委員 | 特定非営利活動法人 子どもの発達を支援する会きらら | 塩沢美穂子 |
| 委員 | 株式会社Loving Look こども訪問看護ステーションじん おかざき | 安井 隆光 |
| 委員 | 株式会社アクト | 杉浦真理子 |
| 委員 | 岡崎公共職業安定所 | 井村 国稔 |
| 委員 | 愛知県立みあい特別支援学校 | 稲垣 泉 |
| 委員 | 愛知県立岡崎特別支援学校 | 清水 敦子 |
| 委員 | 岡崎市手をつなぐ育成会 | 浅野 宗夫 |
| 委員 | 岡崎肢体不自由児・者父母の会 | 荻野 義昭 |
| 委員 | 岡崎地域精神障がい者家族会 | 壁谷 幸昌 |
| 委員 | 岡崎市聴覚障害者福祉協会 | 守本 健児 |
| 委員 | 公募委員 | 栗田 礼美 |
| 委員 | 公募委員 | 杉木 陽介 |
| 委員 | 公募委員 | 高木 明子 |

3 岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会



○岡崎市社会福祉審議会条例

平成14年12月19日

条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、岡崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 法第12条第1項の規定により、審議会に児童福祉及び精神障がい者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、50人以内の委員で組織する。

(委員の任期等)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条第1項及び第2項の規定により置かれる審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
(民生委員審査専門分科会)

第8条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日条例第43号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

○岡崎市社会福祉審議会運営規程(抄) ※障がい者福祉専門分科会関係

平成15年4月10日審議会議決

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)及び岡崎市社会福祉審議会条例(平成14年12月19日条例第47号。以下「条例」という。)に基づき設置される岡崎市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名する。

(臨時委員の名称)

第3条 法第9条に規定された臨時委員は、専門委員と称する。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の岡崎市社会福祉審議会専門分科会(以下「専門分科会」という。)を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障がい者福祉専門分科会

- (3) 児童福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 低所得者福祉専門分科会
 - (6) 福祉施策検討専門分科会
- 2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。
- 3 審議会は、第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
- 4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。
- 5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（専門委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

（副専門分科会長）

第5条 各専門分科会に、条例第7条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

（専門分科会の会議の特例）

第6条 民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第7条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

(2) 障がい者福祉専門分科会 福祉部 障がい福祉課

別表第1（第4条第2項関係） 各専門分科会の審議事項

| 分科会名 | 基本的な審議事項 | 法令が規定する審議会関連事項 |
|-------------|-----------------|---|
| 障がい者福祉専門分科会 | 障がい者の保健福祉に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議 （社会福祉法第11条第1項） ・知的障がい者の福祉に関する事項の調査審議 （児童福祉法第8条第2項） ・精神障がい者の福祉に関する事項の調査審議 （社会福祉法第12条第1項） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 註) 下記の審議事項は、法令等の規定によらない、独自の審議事項である。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・その他障がい者福祉の推進のための調査、検討 |

○岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

【委員任期】令和3年4月1日～令和6年3月31日

【委員数】11人

| 役職 | 所属 | 氏名 |
|-----|--------------------------|-------|
| 会長 | 日本福祉大学 | 木全 和巳 |
| 副会長 | 京ヶ峰岡田病院 | 竹中 秀彦 |
| 委員 | 社会福祉法人 愛知県厚生事業団 | 岡田 伸一 |
| 委員 | 一般社団法人 岡崎市医師会 | 小出 信澄 |
| 委員 | 特定非営利活動法人 岡崎市障がい者福祉団体連合会 | 加賀 時男 |
| 委員 | 岡崎市手をつなぐ育成会 | 浅野 宗夫 |
| 委員 | 民生委員児童委員協議会 | 猪股 正好 |
| 委員 | 社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 | 三浦 博幸 |
| 委員 | 岡崎市ボランティア連絡協議会 | 鈴木 壽美 |
| 委員 | 西三河福祉相談センター | 荒木 聖弘 |
| 委員 | 一般社団法人 岡崎歯科医師会 | 永井 伸幸 |

第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）
第7期岡崎市障がい福祉計画・
第3期岡崎市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行者 岡崎市 福祉部 障がい福祉課
〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6163

FAX 0564-25-7650

E-mail shogai@city.okazaki.lg.jp
